

令和 5 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会議録

令和 5 年 2 月 2 7 日開会

柳泉園組合議会

令和5年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	3
・仮議席の指定	3
・指定第1号	3
・選挙第1号	5
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	8
・選任第1号	8
・諸般の報告	9
・施政方針	9
・行政報告	9
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 0
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 2
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第13号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第14号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0

・ 議案第 15 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 6
・ 議案第 16 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 8
・ 議案第 17 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 9
・ 議案第 18 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 9
・ 廃棄物等処理問題特別委員会報告	7 4
○閉 会	7 4

令和5年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和5年2月27日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
2. 指定第1号 議席の指定
3. 選挙第1号 副議長の選挙
4. 会期の決定
5. 会議録署名議員の指名
6. 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
7. 諸般の報告
8. 施政方針
9. 行政報告
10. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
11. 議案第2号 令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
12. 議案第3号 柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例
13. 議案第4号 柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例
14. 議案第5号 柳泉園組合個人情報の保護に関する法律施行条例
15. 議案第6号 柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
16. 議案第7号 柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
17. 議案第8号 柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
18. 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
19. 議案第10号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例

- 20. 議案第11号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 21. 議案第12号 柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
 - 22. 議案第13号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 23. 議案第14号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
 - 24. 議案第15号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について
 - 25. 議案第16号 令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）
 - 26. 議案第17号 令和5年度柳泉園組合経費の負担金について
 - 27. 議案第18号 令和5年度柳泉園組合一般会計予算
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
 - 28. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 島崎 孝 | 2番 沢田 孝康 |
| 3番 村山 順次郎 | 4番 中村 すぐる |
| 5番 鈴木 ゆうま | 6番 坂井 かずひこ |
| 7番 鈴木 たかし | 8番 小西 みか |
| 9番 佐々木 あつ子 | |

2 関係者の出席

- | | |
|-------------|--------|
| 管理者 | 富田 竜馬 |
| 副管理者 | 澁谷 桂司 |
| 副管理者 | 池澤 隆史 |
| 助 役 | 西村 幸高 |
| 会計管理者 | 廣瀬 明子 |
| 清瀬市市民環境部長 | 高見澤 進吾 |
| 東久留米市環境安全部長 | 長澤 孝仁 |
| 西東京市みどり環境部長 | 白井 一嘉 |

3 事務局・書記の出席

- | | |
|------|------|
| 総務課長 | 米持 讓 |
|------|------|

施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	近 藤 修 一
資源推進課長	横 山 雄 一
書記	上 里 直 樹
書記	神 崎 真 之
書記	松 本 賢 一
書記	角 田 佐 知

午前10時02分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定させていただきます。

ここで、西東京市議会議員の改選に伴い、柳泉園組合議会議員が新たに選任をされました。議員各位の自己紹介をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議ないようですので、自己紹介をお願いいたします。

まず初めに、私から自己紹介を申し上げます。清瀬市議会議員の鈴木たかしと申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1番、島崎議員から順次お願いいたします。

○1番（島崎孝） 東久留米市議会議員の島崎孝と申します。よろしくお願いいたします。

○2番（沢田孝康） 東久留米市議会議員の沢田孝康でございます。よろしくお願いいたします。

- 3番（村山順次郎） 東久留米市議会議員の村山と申します。どうぞよろしくお願いいたしますします。
- 4番（中村すぐる） このたび西東京市議会から選任されました中村すぐると申します。よろしくお願いいたしますします。
- 5番（鈴木ゆうま） 西東京市議会議員の鈴木ゆうまと申します。よろしくお願いいたしますします。
- 6番（坂井かずひこ） 西東京市議会議員の坂井かずひこです。よろしくお願いいたしますします。
- 8番（小西みか） 清瀬市議会議員の小西みかと申します。よろしくお願いいたしますします。
- 9番（佐々木あつ子） 清瀬市議会議員の佐々木あつ子と申します。よろしくお願いいたしますします。
- 議長（鈴木たかし） ありがとうございます。
- 続きまして、西村助役より特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願いいたします。
- 助役（西村幸高） それでは、御紹介させていただきます。
- 初めに、柳泉園組合管理者、富田竜馬東久留米市長でございます。
- 管理者（富田竜馬） よろしくお願いいたします。
- 助役（西村幸高） 次に、副管理者、澁谷桂司清瀬市長でございます。
- 副管理者（澁谷桂司） よろしくお願いいたします。
- 助役（西村幸高） 同じく、副管理者、池澤隆史西東京市長でございます。
- 副管理者（池澤隆史） よろしくお願いいたします。
- 助役（西村幸高） 続きまして、廣瀬会計管理者でございます。
- 会計管理者（廣瀬明子） よろしくお願ひ申し上げます。
- 助役（西村幸高） 次に、関係市の担当部長を紹介させていただきます。
- 清瀬市の高見澤市民環境部長でございます。
- 清瀬市市民環境部長（高見澤進吾） よろしくお願ひいたします。
- 助役（西村幸高） 東久留米市の長澤環境安全部長でございます。
- 東久留米市環境安全部長（長澤孝仁） よろしくお願ひいたします。
- 助役（西村幸高） 西東京市の白井みどり環境部長でございます。
- 西東京市みどり環境部長（白井一嘉） よろしくお願ひいたします。
- 助役（西村幸高） 続きまして、柳泉園組合の職員を紹介させていただきます。

米持総務課長でございます。

○総務課長（米持謙） 米持です。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 濱田施設管理課長でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） よろしくよろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 近藤技術課長でございます。

○技術課長（近藤修一） 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 横山資源推進課長でございます。

○資源推進課長（横山雄一） よろしくよろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 議会の書記としまして、上里庶務文書係長でございます。

○庶務文書係長（上里直樹） 上里です。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 神崎庶務文書係主任でございます。

○庶務文書係主任（神崎真之） 神崎です。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 角田庶務文書係でございます。

○庶務文書係（角田佐知） 角田と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 最後になりましたが、私、助役の西村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、選挙第1号、副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、西東京市選出の坂井かずひこ議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長におきまして指名いたしました坂井かずひこ議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました坂井かずひこ議員が副議長に当選をされました。ここで、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いしたいと思います。坂井かずひこ議員、お願いいたします。

○6番（坂井かずひこ） ただいま副議長に御指名いただきました西東京市選出の坂井かずひこです。皆様の御協力をいただきまして、公平公正な運営に努めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ありがとうございます。

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月20日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎孝） おはようございます。去る2月20日、代表者会議が開催され、令和5年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和5年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面の配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第8、施政方針」と「日程第9、行政報告」を続けて行い、行政報告の終了後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第2号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第3号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に

関する条例の一部を改正する条例」、「日程第13、議案第4号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例」、「日程第14、議案第5号、柳泉園組合個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「日程第15、議案第6号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第16、議案第7号、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第17、議案第8号、柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第18、議案第9号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第19、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第20、議案第11号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第21、議案第12号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第22、議案第13号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第23、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第24、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第25、議案第16号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第26、議案第17号、令和5年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第27、議案第18号、令和5年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

最後に、「日程第28、廃棄物等処理問題特別委員会報告」で、委員長及び委員の選出結果の報告を委員長よりしていただきます。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和5年第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第1回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 若干お聞きをさせていただきます。議案にも個人情報保護に関す

る法律に基づく条例の提案があるところでありますが、今、関係市では議会における個人情報保護に資する条例の提案の調整が進んでいるところかなと思います。そうしますと、柳泉園組合議会としてもその種の条例制定が求められているという状況かなと思います。この件について代表者会議で何らかし話題に上ったのかどうか。一定期限がある話だとも聞いております。私は、必要であれば、その条件があればということにはなりますけれども、臨時会を開いてでもこの対応を図る必要もあるのかなと感じますが、その点も含めて代表者会議で話題に上ったかどうか、議論があったかどうかだけ、お聞きしたいと思います。

○1番（島崎孝） 先日の代表者会議の中では、特段今回の個人情報保護条例についての議論はなかったかと思ひます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、鈴木ゆうま議員、第6番、坂井かずひこ議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

中村すぐる議員、鈴木ゆうま議員、坂井かずひこ議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、以上の議員を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） 令和5年柳泉園組合議会第1回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

各市とも、第1回定例会の開催中、もしくは開催を控えて、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様方におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、令和5年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げます。行政報告の中では、令和4年11月から令和5年1月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、専決処分、条例、補正予算及び令和5年度予算案など、18件の議案を御提案させていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（富田竜馬） 令和5年第1回柳泉園組合議会定例会にあたり、令和5年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を述べさせていただきます、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

廃棄物行政をめぐる状況は、政府における気候変動対策の下、地域の循環型社会形成に向け積み重ねてきた取組をベースとして、脱炭素や自然共生への取組、災害対応等の社会課題の同時解決を追求することで、資源循環分野からの地域循環共生圏の創造を推進しております。

国においては、令和5年度の環境省重点施策として、「時代の要請への対応」と「不変の原点の追求」という2つのコア・ミッションの実現に向けて、取り組んでいくとされております。

「時代の要請への対応」では、新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環として、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向けた取組を加速化させることで、持続可能性をめぐる社会課題の解決と経済成長を同時実現し、「新しい資本主義」に貢献するとして、これら3つの社会を統合する概念である地域循環共生圏の創造にも通ずるとされております。

「不変の原点の追求」では、公害の防止や健康被害の補償・救済をはじめとする環境省の不変の原点を追求するとして、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、人の命と環境を守る基盤的な取組と東日本大震災からの復興・再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むとともに、未来志向の取組を展開することとされております。

東京都においては、2019年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」から脱炭素化という人類共通の課題に立ち向かうべく、実効性のある新たな象徴的な取組として「環境確保条例」の改正により、大手住宅供給事業者等に対して、住宅等の新築中小建物への太陽光発電設備の設置等を義務づける全国初の制度が創設されました。また、世界を牽引する水素社会の実現に向けて、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立に向け鍵を握る水素を、様々な主体と知恵を寄せ合いながら、普及拡大を目指し、将来に向け海外から運んで

きた水素を都内に供給する仕組みについて検討を進めるとされております。

関係市においては、2022年に西東京市及び清瀬市で2050年ゼロカーボンシティ宣言をしており、東久留米市では脱炭素に向けた取組状況等を見据えながら、現在検討をしている状況でございます。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、今後のプラスチック製品の処理方法等については、関係市及び当組合とそれぞれ情報を共有しながら協議しております。なお、家庭系ごみの有料化、戸別収集の促進、容器包装プラスチックの分別収集及び小型家電の回収などによりごみの減量化や資源化などを推進し、廃棄物の発生抑制に取り組んでおります。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信・情報提供を推進し、さらなる資源化を図り、地球温暖化対策の推進として、引き続き、発電による廃棄物エネルギーとして有効活用することで化石燃料の使用量を削減し、脱炭素化に今後も貢献してまいります。さらに、電力を供給する発電所として、売電電力を地域内で活用できる仕組みの検討を進めてまいります。当組合の事業継続は必須のこととして、ごみ処理が滞ることがないように、引き続き、感染防止対策の徹底と、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全・安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は、依然として厳しい状況であるため、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出においては、決算不用額が多くなることをないように、各種経費について精査し、必要最小限の支出に抑えてまいります。特に光熱水費の電気代につきましては、月間の受電電力ゼロを令和3年度においては2回達成したこと、また、令和4年度においては現在までに7回達成したことを踏まえ、柳泉園クリーンポートの運転計画を精査し、引き続き受電電力ゼロを目標として歳出の抑制に取り組んでまいります。また、歳入について、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が極端に増額することがないように、売電電力及び資源回収物の売払収入による歳入の確保に努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を引き続き行ってまいります。また、定年の引上げが実施されますが、人員については総数の範囲内で引き続き「定員管理計画」どおりの計画的な管理を行ってまいります。なお、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度より東久留米市と、令和4年度からは清瀬市と再開し、令和6年度からの西東京市への派遣に向け協議を進め、引き続き交流を深めてまいります。

次に、令和5年度予算編成について申し上げます。

予算編成にあたりましては、歳入の使用料及び手数料について、令和3年度の決算額及び令和4年度の決算見込みを基に精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、光熱水費、委託業務及び設備補修等が増額しておりますが、人件費や公債費などは減額、また、各施設の維持管理に係る経費は、基本的に過去の決算額を基に精査した上で必要経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入において繰越金、電力売払及び資源回収物売払が大幅な増額と、歳出において光熱水費の電気代、清柳園焼却施設解体実施設計委託等の各種委託料、設備補修等が増額したことにより、前年度に比べ6,932万7,000円増の26億9,833万7,000円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ1,007万3,000円減の12億3,548万9,000円となります。

次に、令和5年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、暫定再任用職員1名を含む職員31名、暫定再任用短時間職員1名と会計年度任用職員3名の35名体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、法令改廃情報提供及び例規修正システム借上として、その経費に39万6,000円を計上しております。総務課庶務文書係においては、人事、文書等と職務を兼ねた業務の軽減を図る目的として、法令の改廃状況及び改正案の情報提供と例規システムを使用した条例等の改正に伴う新旧対照表及び改正文の作成を行うものでございます。

次に、施設関係について申し上げます。

清柳園について、昨年度、実施した清柳園土壌汚染追加調査結果から、改めて清柳園焼却施設解体実施設計委託1,360万3,000円を計上しております。変更いたしました解

体に向けたロードマップに沿って、この実施設計により施設解体費用、土壌改良費用及び事業スケジュール等の策定をいたします。こちらには、清柳園解体事業基金を充当し、一般財源からの支出はございません。また、新規事業として柳泉園クリーンポートの壁面補修及び構内道路舗装補修などを含めた修繕料に、5,736万4,000円を計上しております。

次に、ごみ処理施設関係について申し上げます。

まず、検量受付業務でございます。昨年度までは、再任用職員及び会計年度任用職員による搬入受付業務を実施しておりましたが、職員の定年延長が実施されることで、今後は再任用職員制度が廃止されていくこと。また、コロナ禍以降、市民の方の持込み件数の増加、休日の職員による応援対応及び再任用職員の減に伴いまして、本年度はその委託経費として1,293万9,000円を計上しております。

次に、柳泉園クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、1,089トン、1.7%減の6万2,471トンを見込み、小平・村山・大和衛生組合の広域支援として3,000トンの受入れを見込んでおります。

柳泉園クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,915トン並びに小平・村山・大和衛生組合の3,000トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して2,491トン、3.4%減の7万1,386トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣9,280トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立て計画はございません。

柳泉園クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」は7年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼動しております。本年度はその委託経費として、10億6,317万5,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼動をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣

及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、また、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回実施することで、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報誌「りゅうせんえんニュース」や組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修状況等と併せて公表し、情報提供を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、295トン、3.5%減の8,065トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する、軟質系プラスチック類4,783トンと可燃物1,116トンは、柳泉園クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類1,386トンとリサイクルセンターから発生する雑物6トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、2,348万5,000円、破砕機部品代を含めた消耗品費として、1,630万2,000円をそれぞれ計上しております。

また、昨年に実施した不燃・粗大ごみ処理施設耐震改修実施設計の結果報告を踏まえ、新たに不燃・粗大ごみ処理施設耐震改修工事379万円を計上しております。なお、火災・爆発防止対策として、昨年度、リチウムイオン電池等の危険ごみの出し方について、チラシを関係市内に全戸配布したことで一定の効果があったことから、本年度はさらに消火対策として、給水配管などを整備し、消火機能の充実を図ります。

関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、162トン、3.5%減の4,424トンを見込んでおり、缶、ペットボトル等は、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さ

らに、資源化の難しいくずガラス19トンについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立て計画はございません。

リサイクルセンターは、稼動開始から29年が経過しており、安定した処理を図る上で、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、974万4,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、86キロリットル、10.7%減の717キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、安全となる目安として15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。安定した処理を図る上で、設備機器類の定期点検整備補修費として、534万4,000円を計上しております。

次に、厚生施設について申し上げます。

本年度、ポンプ類点検整備補修及び吸収式冷凍機部品補修などの修繕料に1,978万2,000円、指定管理料として8,075万3,000円を計上しております。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

まず、清柳園解体事業でございます。

本年度は、昨年度の土壌汚染追加調査結果を踏まえた清柳園焼却施設解体実施設計を実施いたします。この実施設計による事業内容、事業スケジュール及び事業費用を策定した上で、変更した解体に向けたロードマップに沿った計画を推し進めてまいります。近年の物価高騰に伴う事業費用次第では、清柳園解体事業基金について改めて関係市と積立額、解体に向けた事業期間等を含めた計画について協議をしております。また、跡地利用などの課題についても関係市と引き続き協議を行ってまいります。なお、解体完了までの自然災害や施設の安全性に十分配慮し、適宜、安全対策等を図るとともに、周辺住民の方への情報提供を行ってまいります。そして、解体に向けて確実に事業を進めてまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設の更新でございます。

本年度、当組合施設全体についての施設整備に向けた提案を関係市に示してまいります。これを基に、今後のプラスチック製品の処理方法、一般廃棄物処理基本計画及び維持管理計画等を踏まえて、基本構想等の策定に向け関係市と協議を進めてまいります。

次に、組合組織の体系でございます。

「定員管理計画」を基に、円滑な事務・技術の継承、積極的な情報発信・情報提供、課

題解決推進などを確実に実行できる組織体制の構築を図ってまいります。また、多様化する市民や議会の行政ニーズに対応し、今後も信頼される組織の確立に努めてまいります。なお、本年度からの定年引上げに伴い、当組合としましては、正規職員総数が30名と少ないことから、定年前再任用短時間勤務職員を想定しない定数管理を基本に考えておりますが、職員採用につきましては、引き続き定員管理計画どおりに実施してまいります。

次に、厚生施設の運営管理でございます。

令和3年度から指定管理者により運営管理が行われております。今後も指定管理者と協力し、モニタリング指針に基づき指定管理者による事業運営を評価し、利用者へのサービスや利便性の向上に努めてまいります。

最後に、組合運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、ごみの排出状況の変化に対応すべく、引き続き環境行政の一端を担う中間処理施設として、事業継続を第一に廃棄物処理の停滞を招くことのないよう、適切に当組合の役割を果たしてまいります。また、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、今後も適切な事務・事業の遂行、情報発信・情報提供を行い効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和5年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

○議長（鈴木たかし） 次に、行政報告を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回は、令和4年11月から令和5年1月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等について報告いたします。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、事務の状況について、（1）庶務についてでございます。

最初に、周辺自治会の皆様に当組合の事務事業などを報告するため、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会でございますが、11月17日に東久留米市側の自治会と、翌18日に東村山市側の自治会と開催いたしました。その中での協議の結果、現在、年5回のダイオキシン類測定時に周辺自治会の皆様、柳泉園組合議会議長、副議長及び関係市職員の立会いをお願いしておりましたが、令和5年度からは年2回の立会いをお願いすることになりました。

また、11月4日に関係市と構成する事務連絡協議会及び管理者会議を開催し、令和4年第4回定例会の議事日程（案）等について協議を行いました。さらに、令和5年度一般会計予算（案）について協議するため、1月10日から同月17日にかけて、日程等の関係により、持ち回りによる管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。

次に、柳泉園組合における地球温暖化対策について協議するため、11月2日に地球温暖化対策推進検討委員会を開催いたしました。

なお、労働基準法及び労働安全衛生法に基づき、柳泉園組合職員の安全と健康保持増進を図るため、各月に労働安全衛生委員会を開催しております。

続きまして、（2）訴訟の状況についてでございます。

かねてよりお知らせしてまいりました住民訴訟につきまして、事件番号ごとに御報告いたします。

まず、令和3年（行ウ）第616号行政文書開示請求に係る適正処分請求事件につきまして、12月22日に第4回口頭弁論が行われました。裁判長は、原告準備書面、証拠説明書等及び人証調申出書について原告らに確認し、内容を整理いたしました。裁判長は、本件は文書開示請求訴訟であり、請求された文書が開示されたかという争点であることから、いずれの証人も関連性がない。したがって、全ての人証調申出を却下すると述べ、原告の意見陳述後、裁判長は弁論を終結し、判決言渡し期日を指定し、終了いたしました。判決言渡し期日は明日令和5年2月28日となっており、適宜御報告いたします。

続きまして、令和4年（行ウ）第166号住民監査請求に基づく住民訴訟事件については、12月15日に第3回口頭弁論が行われました。当方は準備書面を陳述し、原告も準備書面を陳述した後、証拠を写しで取調べを行いました。原告の主張から、裁判長は、本期日では弁論は終結しない。原告に反論の機会を与えるので、次回、必ず訴訟要件についての弁論を終結させると述べ、本期日を終了いたしました。年明けの1月26日に第4回口頭弁論が行われました。裁判長は、原告の1月25日付準備書面は新たな事実を述べるものではなく、これまで主張した経緯等を厚く論じたものであるという印象を受けた。そのため、1月25日付準備書面のみの陳述となりました。その後、裁判長は原告に説明する機会を与え、終了いたしました。判決言渡し期日は令和5年4月27日となっており、こちらにつきましても適宜御報告いたします。

続きまして、2ページ、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

なお、欄外に記載しておりますが、冬の施設見学会及び夜景観賞会を3年ぶりに開催できました。両日合わせて62名の御参加をいただき、おおむね好評の声をいただいております。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

続きまして、4、ごみ処理手数料の収入状況についてでございますが、表3に記載のとおりでございます。

3ページ、5、監査についてでございますが、11月21日に財務監査として令和4年度6月から9月分までの契約状況等について監査をしていただきました。また、同日に令和4年度6月から9月分までの例月出納検査も実施していただいております。

なお、今期におきましては250万円以上の委託及び工事契約はございませんでした。続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期における関係市のごみの総搬入量は、表4-1に記載しておりますとおり、1万7,203トンでございます。これは、昨年同期と比較しますと523トン、3.0%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万5,312トンで、昨年同期と比較しますと401トン、2.6%の減少となっております。

なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から826トンの可燃ごみを受け入れております。

不燃ごみは、4ページ、表4-3に記載してございますが、1,630トンで、昨年同期と比較しまして74トン、4.3%の減少となっております。

粗大ごみは、5ページ、表4-4に記載しておりますとおり、262トンで、昨年同期と比較し48トン、15.5%の減少となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページ、表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページ、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

7ページ、表5-3につきましては動物死体の搬入状況でございます。

表6は資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,253トンで、昨年同期と比較しまして60トン、4.6%の減少となっております。

次に、8ページ、2、施設の稼働状況についてでございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートについてでございます。

10月から引き続き実施しておりました1号炉と共通設備に係る定期点検整備補修は11月に完了いたしました。また、1月からは3号炉の定期点検整備補修を開始し、現在も実施中でございます。排ガス中のばい煙測定は、11月に1号炉と3号炉、12月に1号炉と2号炉、1月に2号炉と3号炉で実施しております。ダイオキシン類測定につきましては、11月に排ガス中と土壌中のダイオキシン類の測定を、12月に工場内の作業環境ダイオキシン類の測定を、1月に排ガス中のダイオキシン類の測定を実施いたしました。下水道放流水測定につきましては毎月実施しております。放射能関係の測定につきましては、焼却灰等、排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページ、表12-1から12ページ、表12-3に記載してございます。

すみません、少し戻ります。8ページに記載してございますが、可燃ごみ内容物調査を実施しております。11月に私車5台、12月に私車4台、1月に私車4台に対して実施しております。さらに、12月には、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計で6台に対して実施しております。また、11月には、広域支援により可燃ごみを受け入れております小平・村山・大和衛生組合におきまして、車両2台に対して可燃ごみ内容調査を実施しております。

続きまして、9ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万7,540トンでございます。昨年同期と比較しますと1,161トン、6.2%の減少となっております。

表8及び10ページ、表9にはばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合してございます。

表10につきましては水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期におきましても検出はございませんでした。

11ページ、表11は下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合しております。

12ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。

今期は、11月にバグフィルターの清掃、1月にごみ投入クレーン補修を実施いたしました。

次に、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,892トンで、去年同期と比較し121トン、6.0%の減少となっております。

13ページ、(3)リサイクルセンターについてでございます。

1月にコンベヤベルト交換補修を実施いたしております。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,253トンで、去年同期と比較しまして60トン、4.6%の減少となっております。

続いて、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,091トンで、去年同期と比較し240トン、10.3%の減少となっております。

14ページ、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、埋立て処分をせず、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係でございます。

1、し尿の搬入状況についてでございますが、今期のし尿の総搬入量は216キロリットルで、去年同期と比較し18キロリットル、9.1%の増加となっております。

表17-1から15ページ、表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

2、施設の稼働状況についてでございますが、11月に沈砂槽、受入槽、前貯槽を清掃、1月に貯留槽清掃を実施いたしました。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合してございます。

16ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設についてでございます。

(1)施設の利用状況については、各施設の利用状況を去年同期と比較し、報告させていただきます。野球場の利用回数は197回で、去年同期の208回に対し11回、5.3%の減少、テニスコートの利用回数は1,447回で、去年同期の1,437回に対し10回、0.7%の増加、会議室の利用時間は851時間で、去年同期の903時間に対して5

2時間、5.8%の減少、室内プールの利用者数は1万650人で、昨年同期の1万106人に対し544人、5.4%の増加、浴場施設の利用者数は2万6,484人で、昨年同期の2万3,367人に対し3,117人、13.3%の増加となっております。トレーニング室の利用者数は746人で、昨年同期の460人に対し286人、62.2%の増加となっております。詳細につきましては、16ページ、表19-1から17ページ、表19-3に記載のとおりでございます。

(2) 施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりでございます。

次に、(3) 施設の管理状況についてでございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を17ページ、表21及び18ページ、表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行ってございます。

次に、受電電力について御報告させていただきます。今期の12月及び1月分につきましては受電電力購入ゼロを達成してございますことを御報告いたします。

なお、行政報告資料の清柳園土壤汚染状況調査結果及び解体事業の今後の対応につきましては、この後、担当課長より説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、清柳園土壤汚染状況調査結果及び解体事業の今後の対応について御説明させていただきます。

1、調査概要について。柳泉園組合が計画する清柳園（旧ごみ焼却処理施設）の解体撤去工事に伴って、掘削等の土地の形質変更を予定しております。このため、土壤汚染対策法にのっとり、土壤の汚染状態を把握するため、令和3年度に実施した土壤調査における表層土壤で基準超過した箇所などは、令和4年度にさらに汚染の深度等を把握するための詳細な土壤調査を実施してきました。また、土壤中のダイオキシン類についても対象地の汚染状況を把握するための調査を実施し、地下水の影響についても4か所の観測孔より季節ごとにダイオキシン類や重金属類等の地下水基準項目の調査を実施してきました。

2、対象地概要については記載のとおりでございます。

それでは、調査結果について説明します。

(1) 第一種特定有害物質の調査結果です。令和3年度に第一種特定有害物質の土壤ガスの調査を実施した結果、下記の図の敷地内の2区画からテトラクロロエチレンが検出されました。

2ページ目を御覧ください。検出された2区画の土壤汚染の影響を確認するため、令和

4年度の調査では、テトラクロロエチレンに関連する物質5項目の溶出量試験及び地下水の調査を実施し、その結果は下記のイ及びウの表に示しているとおりで、全ての項目において基準値内であり、テトラクロロエチレンによる土壤汚染の影響はありませんでした。

3ページを御覧ください。(2)第二種特定有害物質の含有量試験結果です。令和3年度の表層土壤などの第二種特定有害物質の調査では、下記のとおり、鉛の含有量基準を超過していました。

4ページを御覧ください。このため、令和4年度調査では、土壤の深度方向の鉛の汚染の影響を確認するため、10メートルまで掘削し、1メートル間隔ごとに鉛の含有量試験を実施した結果、下表のとおり、深さ2.8メートルまでの地点で基準値を超過していましたが、2.8メートルより深い位置での基準不適合は確認されておられません。

続きまして、(3)第二種・第三種特定有害物質(溶出量試験)の結果です。令和3年度のボーリング調査などで廃棄物が埋設されていることが分かりましたので、令和4年度調査では第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の溶出量試験を行い、埋設廃棄物が存在する下などの土壤の影響について、深度方向1メートル間隔での分析を実施してきました。その結果、第二種特定有害物質のフッ素が1.2メートルから1.7メートルの深さの付近で基準不適合となりましたが、1.7メートルより深い位置での基準の不適合はなく、地下水の分析においてもフッ素の基準値を満たしており、その影響はありません。

なお、溶出量試験においては、フッ素以外の特定有害物質においても全ての基準を満たしております。

5ページ目を御覧ください。続きまして、(4)ダイオキシン類調査結果についてです。令和3年度の表層のダイオキシン類の土壤調査で、2地点で土壤の環境基準を超過していました。このため、令和4年度の調査では敷地内14地点を調査しましたが、1地点のみ土壤の環境基準を超過していました。

6ページを御覧ください。続きまして、(5)地下水分析結果についてです。埋設廃棄物や土壤汚染の影響に伴い、地下水への影響がないかを調査するため、令和3年度は地下水基準項目(28項目)とダイオキシン類の調査を、下記の図に示す観測孔から地下水を採水し、分析を実施してきた結果、アの表のとおり、8月及び9月の2回の調査で2地点でダイオキシン類が環境基準を超過し、また、1地点で鉛が基準値を超過しました。

7ページを御覧ください。これにより、令和4年度においても、地下水の影響について、季節ごとに年間4回の分析を実施してきましたが、重金属類の鉛などの地下水基準項目

(28項目)の調査では全て環境基準を満たしておりました。

なお、ダイオキシン類の測定結果については、2地点において、下表のとおり、6月、9月及び12月の調査で環境基準を超過していました。引き続き地下水の調査については令和5年度も実施していく予定でございます。

次に、(6)埋設廃棄物の分布深度範囲と汚染土壌についてです。ボーリング調査の結果、埋設廃棄物は敷地のほぼ全域に分布しており、深さ方向では0.1メートルから2.6メートルまで分布している状況であります。この埋設廃棄物は、清柳園焼却処理施設での処理後の焼却灰などが埋め立てられているため、土壌汚染対策工事により掘削除去し、鉛やダイオキシン類による汚染された土壌についても掘削除去することを予定しております。

次に、(7)周辺住民への報告は、3月上旬までに戸別訪問により説明を行ってまいります。また、柳泉園組合のホームページやりゅうせんえんニュースにおいても公表していく予定でございます。

8ページを御覧ください。土壌汚染対策法による届出についてです。この土壌調査結果においては東京都に報告しています。その際、東京都と相談した結果、土壌汚染対策法第4条第1項の規定にのっとり、土地の形質変更に関する届出をすることとします。この届出は、土地の面積3,000平方メートルの掘削、その他土地の造成などの行為に伴う土地の改変を行う場合には、都知事に届出をすることとなります。令和3年度に調査した土地の利用の履歴等調査届出書とともに、令和3年度及び令和4年度に調査した土壌汚染状況調査報告書などを取りまとめて、4月以降に届出をすることとしました。

なお、届出後、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない土地は、形質変更時届出区域などとして区域指定されることとなります。指定後は東京都環境局のホームページにおいて指定状況が公表されることとなります。

続きまして、(3)実施設計等についてでございます。

9ページを御覧ください。清柳園解体に向けたロードマップですが、矢印が2段書きになっていて、上段の矢印は、令和2年11月の議会において解体事業のロードマップを示したのになります。下段については、当初のロードマップに対して、解体事業の進捗により今後のスケジュールを見直したものとなっております。その実情としては、表の上から3段目の項目、3の実実施設計策定の段階で埋設廃棄物による汚染が分かったため、詳細な土壌調査を令和4年度に実施することになり、事業が先送りとなりました。この令和4年度の土壌調査の結果を踏まえ、令和3年度に実施できなかった実施設計策定を令和5年

度に実施し、これにより工事内容、工事スケジュール及び事業費を策定し、令和6年度以降に土壤汚染対策工事を含めた解体工事を実施したいと考えております。

10ページ目を御覧ください。(1)の積立計画では、令和2年11月の議会にて報告したものでございます。

(2)については、積立計画に対して、一番下の段の事業実績により基金を取り崩した額を含めた形での表になっております。下から2段目の年度末基金残高②の行のR5予定の列を御覧いただくと、約5億3,200万円の残高となりますので、これで、令和5年度の実施設計で算定した事業費と照らし合わせて不足する場合には、令和6年度以降もさらに積増しを行うことも考えられます。

以上で説明を終わります。

○議長（鈴木たかし） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

今の報告の中で、4、今後の対応について、(3)実施設計等についてという報告がありました。が、(2)の誤りでございます。訂正いたします。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（島崎孝） まず、行政報告で1点御質問を申し上げます。先ほど御報告のありました令和3年（行ウ）第616号行政文書開示請求に係る適正処分請求事件と、令和4年（行ウ）第166号住民監査請求に基づく住民訴訟事件の2件、2月28日と4月27日に判決の言渡しが決まっているとのことではありますが、もう一度この2つの事件について、開始から訴訟の内容、また、その他の訴訟の概要についてお伺いいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、現在行われております2件の訴訟の内容について、簡単ではございますが、御説明させていただきます。

まず、令和3年（行ウ）第616号行政文書開示請求に係る適正処分請求事件の訴えの提起につきましては、令和2年8月19日付の原告、阿部氏に対しての情報一部公開決定のうち、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業要求水準書を公開する部分を取り消すことと、コンサルタントに対して業務委託した柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務に係る成果物を公開する旨の決定をせよとの請求でございます。また、令和2年9月2日付の青木氏に対しての情報公開決定を取り消すことと、コンサルタントに対して業務委託した柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務に係る発注図書に該当するものを公開する旨の決定をせよとの訴えでございます。当組合としては、情報公開請

求に対して正当な開示をしており、原告らの請求をいずれも棄却する判決を求めているものでございます。

続きまして、令和4年（行ウ）第166号住民監査請求に基づく住民訴訟事件の訴えの提起についてでございます。こちらは、住民監査請求の行為の終わった日から1年以内に行えなかったことには正当な理由があり、本件住民監査請求が要件を欠いていると、監査を実施せずに却下したことは地方自治法に反するとして、前管理者及び元会計管理者に対して金員の支払いを請求せよとの訴えでございます。当組合としましては、監査委員による適正な要件審査を実施しており、監査請求期間の徒過として、原告らの請求をいずれも棄却する判決を求めているものでございます。

以上、簡単ではございますが、2件の訴訟の内容でございます。

○4番（中村すぐる） 施政方針から1点お伺いをさせていただければと思います。3ページ目に記載がございます人事交流についてでございます。私も今回初めて選出されておりますので、基本的な問いになるかもしれませんが、施政方針の中では「関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識」ということで御記載がございますが、関係市との人事交流をしていくということの基本的な考え方と期待する効果、施政方針では、令和2年度からは東久留米市と、令和4年度からは清瀬市とということで、実績もあるのかなと思いますが、その点についての評価ということをお伺いできればと思います。その次の記載では「令和6年度からの西東京市への派遣に向け協議を進め」となっておりますが、西東京市との人事交流に向けた概要ということもお示しいただければと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長（米持譲） 人事交流についてでございます。従前は、平成10年ぐらいから3年間の人事交流を関係市に毎年行ってきたところでございます。ただ、我々は職員数が限られておりますので、一定程度人事交流をした後に、一旦、平成30年以降は停止しているところでございました。その関係で、また、我々も新陳代謝等がございました関係から、令和2年度より東久留米市と2年度ごとの人事交流を開始したところでございます。令和4年度からにつきましては、清瀬市と現在人事交流をしているところでございますが、人事交流の考え方といたしましては、我々一部事務組合として行っている事業はどうしても清掃事業のみでございます。ただ、総務関係、人事関係から条例、いろいろとございます。そういうところも踏まえまして、今後、我々が吸収していきたいところにつきまして勉強するということから、人事交流を再開しているという内容でございます。

○4番（中村すぐる） 概要は承知いたしました。ありがとうございます。平成30年で一度停止していたものを再開するという事も承知いたしました。

最後に確認なのですけれども、今の御答弁だと、関係市に派遣する職員については、派遣される市の部署という意味では、清掃部門に限らずということで、その辺の判断というのは柳泉園組合での判断ということでもいいのかということと、平成10年からは何人ぐらいが派遣されていたのか、また、今回再開しているのは、何名の派遣の人事交流をしているのかということも最後に確認させていただければと思います。

○総務課長（米持謙） 過去の人事交流について御答弁させていただきます。現在、手元に資料がないので、何人が交流をさせていただいたかという詳細は分かりかねますが、現在、令和2年度から実施しているのは、交互派遣で1名ずつを派遣しているところでございます。また、我々からの要望かというところでございますが、一定要望はさせていただいているところでございますが、関係市の状況もございまして、調整の上、行くところについては最終的に決定しているところでございます。ただ、我々といたしましては、清掃事業以外で、なかなか経験できないところをお願いはしているところでございます。

○3番（村山順次郎） 幾つか質問をさせていただきます。

最初に、質問ではないのですが、夜景鑑賞会が3年ぶりということで、職員の皆さんによる創意工夫の取組の1つかなと思います。柳泉園組合のイメージを身近に感じてもらう取組の1つだと思いますので、条件さえあれば引き続き取り組んでいただければと思います。もう1つは、12月、1月と2か月間、受電電力がゼロだったということ、これも御努力の結果だと思いますので、評価したいなと思います。

質問ですが、どうしても火災のことを少しお聞きしないといけないかなと思います。まず、御対応いただいた職員の皆さん、委託事業者の皆さんも御対応いただいたのかなと推察いたしますが、その御対応に改めて感謝を申し上げたいと思いますが、火災ということに関しますと、柳泉園クリーンポートのごみピットで火災があったということは記憶があるのですけれども、近年ですと、火災というよりは、イメージとしては爆発という感じのものが不燃・粗大ごみ処理施設では多くて、いわゆる一般にイメージにする火災ということは近年にはなかったかなと思います。お聞きしたいのは、集積場であることの御説明があったのですが、私は不燃・粗大ごみ処理施設の平面図が頭の中に完全にあるわけではないのですが、いわゆるピットではないでしょうか。どこでどういう火災であったのか。かつ、コンベヤの一部が全焼ということで、言葉だけで考えると非常にショッキングなの

ですけれども、主に燃えた場所と、全焼となったコンベヤの位置関係というんですかね。そこをお示しいただければなど。これは事後で構わないのですが、現地を見たいという気持ちも持ちますが、御多用のところだと思いますので、現状の被害状況のイメージが持てる写真を1点、2点、後ほどで全然結構ですので、御提供いただければと思います。これが1点目でございます。

施政方針から幾つかお聞きします。

「電力を供給する発電所として、売電電力を地域内で活用できる仕組みの検討を進めてまいります」という御言及がございました。これと関わりがあるかどうかも含めてなのですが、東久留米市と柳泉園組合における発電電力についての協議があると聞いております。要望的に伺いをしたいのは、タイミングということは課題としてあると思うのですが、申し上げたいのは、柳泉園クリーンポートで発電している電力については、柳泉園クリーンポートでは使用しているということは知っているのです。一方で、お風呂、プールがある厚生施設についてはこの電力は使っていない、あるいは使えないと聞いております。その他に柳泉園組合の敷地内の施設で発電した電力を使っているところと使っていないところがあるのかどうかは分かりませんが、少なくとも厚生施設は使っていないと聞いております。クリーン電力、CO₂削減という観点で言いますと、組合組織のPRの観点から考えても、厚生施設で柳泉園クリーンポートで発電した電力を使えるようにならないものかなど。今回の検討の中で、何らかの理由で使わない、使えないという事情があるのだと思うのですが、その課題が解決し得るのではないかと思うのですが、いつからということは私からは申し上げられませんが、適切なタイミングで厚生施設でも柳泉園クリーンポートで発電した電力を使っていますとなったほうがいいのかと思いますので、この点について可能性があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

施政方針の最後のところで課題について述べられております。不燃・粗大ごみ処理施設の更新について、「当組合施設全体についての施設整備に向けた提案を関係市に示してまいります」と述べられております。理解のために聞くのですが、課題ということで幾つか列挙されていて、その中の1つとして、不燃・粗大ごみ処理施設の更新という項目の中にこういう言及があって、不燃・粗大ごみ処理施設のことを述べられているのかなという気もしますし、一方で、「当組合施設全体についての」という言い方もされているので、そうすると、不燃・粗大ごみ処理施設に限らない何らかの施設整備に向けた御提案を示されていくのかなという気もいたします。どちらの意味で述べられているのかということをお

聞きしたいと思いますのと、今は令和4年度の2月でございますけれども、施政方針で述べられておるわけですから、来年度における課題というスケジュール感をイメージとしては持つのですが、柳泉園組合議会に対しても、この提案について、どこかのタイミングでこういう案を持っておりますという御説明になると思うのですが、そのめどというか、1年後ぐらいの定例会で示されるものなのかどうか、そのスケジュール感についてお聞きをしたいと思います。

定員管理計画についても1点だけ伺いたいと思います。施政方針では、再任用職員を含む31名プラス会計年度任用職員など4名で、合計35名体制だという御説明がございました。運転系の全面委託化も近づいてきております。定年年齢の延長とか、職員体制に係るいろいろな状況の変化ということもございます。ここでは一つ一つ述べませんが、向こう10数年、20年ぐらいの間に想定される柳泉園組合の諸課題、いろいろ諸課題はありますよね。これを一つ一つ解決していく、その力を発揮していただくのもやはり職員の皆さんの力だと、そこに依拠するものだろうと思います。そう考えますと、現状の定員管理計画はこれで最適なのかという認識も持つところです。適時適切に定員管理計画を見直して、課題に対応し得る職員体制を検討していくべきだと思いますが、改めて見解を伺いたいと思います。

昨年一般質問いたしました事業継続計画（BCP）に関してお聞きしたいと思います。その際、資料要求をいたしまして、消防計画と感染症に関する事業継続計画（BCP）については情報提供をいただいているところです。それを少し読んだ上での質問なのですが、近くの例がぱっと出てこなかったのですが、「鳥取県東部広域行政管理組合事務局業務継続計画（BCP）概要」という資料がインターネットで取れるのですが、BCPの肝というか、柱は幾つかあると思うのですが、私の理解では、何を優先して、何を後回しにするのか、これをあらかじめ定めておくということもBCPの大事なところだと。感染症対応のBCPだけでは不十分で、震災等自然災害に対応する、また、関係市との連携に資するBCPが必要だと当時も求めたところなのですが、鳥取県東部広域行政管理組合事務局のBCPでは、非常時優先業務として3点挙げていて、来庁者（来館者）の救助、職員及びその家族の安否確認、2点目は住民生活に不可欠な施設（建設中施設含む）の復旧、当組合では柳泉園クリーンポートなどが当たるのだと思いますが、3点目は組合事務局庁舎の復旧（又は拠点移動）などとされております。これらは、当然のことながら、感染症の拡大で起こり得ないものも含まれている。そう考えますと、感染症も1つですが、

感染症以外の主に自然災害ということで申し上げておりますが、関係市のBCPと連携・連動する形でのBCPが必要だと思っておりますが、どうでしょうかということであります。

最後にしたいと思っておりますが、緑地の保全の関係でお聞きしたいと思っております。東久留米市では第三次緑の基本計画・生物多様性戦略というものが取りまとめられております。基本理念は水と緑と人のネットワークづくりをめざしてということで、将来像として、基本理念の下で目指す姿は、雑木林などのまとまった樹林地を中心とする地域の緑、それらをつなぐ川と湧水の水辺の緑、以下略ということであります。そうしますと、東久留米市の計画上は、雑木林というのは1つのキーワードで、計画上も、当組合の敷地内における緑地についても位置づけが一定ございます。近年、柳泉園組合の様子を眺めておりますと、お向かいの雑木林ですとか、団地側の学童用の野球場のところすとか、一定敷地内の緑が減少していく傾向にあるかと思っております。植栽管理の観点から言いますと、安全が第一、台風等で木が倒れてけがをする人がいては困ると。安全第一、これは私もそうだと思います。しかし一方で、この現状の植栽管理を営々とやっていくと、時代とともにだんだん柳泉園組合の敷地内の植物、緑がやむを得ず減っていくということになるのかなと思っております。そうしますと、東久留米市としても位置づけのある柳泉園組合の敷地内における緑地をどう保全していくのかということは検討すべき課題だと思っておりますが、御見解があれば伺いたいと思っております。

○議長（鈴木たかし） 質疑が多岐にわたっておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、火災についての御質問に御回答いたします。火災の場所とコンベヤの位置関係というお尋ねでございました。今回起きた不燃・粗大ごみ処理施設の集積場の場所なのですが、まず、不燃ごみにつきましては手選別を行います。その後、持込みごみ及び粗大ごみと一緒に破砕機にかけられ、細かく砕かれます。その後、トロンメルという回転ふるいにかけて、硬質系プラスチック類及び軟質系プラスチック類を振り分けます。振り分けられた軟質系プラスチック類がコンベヤに乗って落ちてくる、この場所が集積場になります。今回は軟質系プラスチック類が燃えて、それを運んできたコンベヤも一緒に全損した状況でございます。また、写真の御提供に関しましては、後ほど報告書がまとまり次第、各議員にはお配りいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、電力を供給する発電所として売電電力を地域内で活用

できる仕組みの検討について御答弁させていただきます。本年度は、売電電力を地産地消電力として関係市に御理解をいただいた上で地域内で活用できる仕組みを、立地市である東久留米市と検討していきたいと考えているところでございます。現在、関係市とは自己託送制度を実情は利用できないことから、新電力事業者を活用した検討を考えております。廃棄物エネルギーとしてローカルSDGsの一助となればと考えているところでございます。

2点目の、不燃・粗大ごみ処理施設等の更新計画についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設等の更新計画につきましては、施政方針の中で管理者より御説明がありましたように、本年度、当組合施設全体についての施設整備に向けた提案を関係市に示してまいりたいと考えております。不燃・粗大ごみ処理施設につきましてはおおむね49年を経過している、リサイクルセンターにつきましても29年、柳泉園クリーンポートにつきましても22年を経過しているというところでございます。また、厚生施設につきましても、昭和61年から建っておりますので、全体の更新の在り方、施設の在り方、整備の在り方をお示ししながら、併せて不燃・粗大ごみ処理施設の更新も提案という流れで御説明を考えているところでございます。

次の定員管理計画についてでございます。現在の定員管理計画につきましては令和12年までの計画となっております。その間、今回、4月より定年延長になってございます。つきましては、施設運営の状況を鑑みながら、見直しにつきましては今後検討はしていきたいと考えているところでございます。

最後に、BCP計画についてでございます。BCPの計画につきましては、議員のおっしゃるような他団体の状況等を見据えながら、災害時のBCPにつきましては引き続き調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、私から2点ほどの御質問にお答えいたしたいと思えます。

まずは、厚生施設への柳泉園クリーンポートからの電気供給のことについて答弁させていただきます。建設当初から、柳泉園クリーンポートは、設備的なことを申しますと、特別高圧受変電設備で電力事業者から受電しております。厚生施設におきましては、高圧受電設備により東京電力と契約を結び受電していますので、このような設備の仕組みであるため、柳泉園クリーンポートから厚生施設へ送電する電線や電気設備の条件が整っておりません。したがって、電力供給ができない状況になっています。技術面から考えた場合に、

設備投資費用がどのようになるのか、費用対効果の面でも検証する必要がありますけれども、現段階ではなかなかそういうことはできません。また、いろいろな制度に基づいて、新たな電力供給という方法もあるのかもしれませんが、これは検証しないことには。今、指定管理者との協定を5年間結んでいますから、途中での電力供給ということをいろいろな方法の中で対応するという協定を結んでいませんから、協定期間中の柳泉園クリーンポートからの電力供給は難しいという考えがありまして、今後、いろいろな視点から調査研究をしていく必要性はあろうかと思えます。

もう1点ですけれども、緑地の関係で答弁させていただければと思います。我々は毎年、樹木剪定という形で、腐朽した樹木の倒木や枝の落下による事故を未然に防ぐ目的で、樹木の伐採や剪定を毎年計画を立てながら実施している状況で、伐採後の植樹は実施しておりません。ごみ処理施設との景観の調和等の観点から、今まで植樹の対応をしております。今後、樹木などの緩衝帯の整備がどのくらい必要になるのか、今後の課題でもあるごみ処理施設の設備の更新による動向においても考慮する必要があって、更新計画を進めていく上で並行して調査研究させていただければと思っております。

○3番(村山順次郎) 簡潔に聞くべきところは聞いて、終わりたいと思います。

火災については、もう少しイメージを理解できました。報告書というか、情報提供を待ちたいと思います。トロンメルで処理した後の集積場で何らかの理由で発火してということで、どうしてそういうことが起こるのかなという疑問は持ちますが、それは後ほどまた待ちたいと思います。

柳泉園組合で発電している電力の地域内での活用のことについては、御説明をいただきまして、理解をいたしました。提案をして要望しているところでもありますけれども、技術的な課題、指定管理者との関係から言うと、タイミングの課題、ハードルはあるのだらうと思います。ただ、検討に加えていただければと。もし適切で、可能であれば、厚生施設でも柳泉園クリーンポートで発電した電力を使っていますという形になればいいなと思いますので、この点は要望で終わりたいと思います。

この件で1つだけ私見を述べたいと思いますのは、いいことだと思っているのです。いいことだと思っているのですが、廃棄物を焼却処理して、そこで生じた熱を使って発電をしている、従来で言えば、それを買ってもらって歳入にしている、そういうものだらうと思うのです。そんな考えの方はいらっしゃらないと思うのですが、ともすると、電力をどう使うかということの話を詰めていくと、もっと電力が必要だ、もっと発電する必要があ

るとなると、そうすると、もっと廃棄物をどこかからもってきて発電量を増やそうという考え方になっては本末転倒だと思うのです。これは本当に念のための意見ですけれども、その点を踏まえて御検討いただければ、協議していただければと思います。

もう1つは、施設全体の検討をしていく提案を関係市に示すということですが、ここもいろいろな検討があると思うので、要望的に質問したいと思うのですが、1つの課題として、製品プラスチック類の分別収集、中間処理をどうするかということも課題だと、去年の一般質問の御答弁からも、そういう認識でおります。私の立場からしますと、今、関係市では、家庭ごみの指定収集袋の有料化という形で市民の皆さんに負担をお願いしているという形であります。そうしますと、当たり前ですが、資源化の促進、発生抑制を含むごみの減量、その上で、市民の皆さんから見た場合、負担の軽減、分別に取り組むことによって、指定収集袋に支払うお金が幾らかでも減る、こういうことが私は必要だと思います。柳泉園組合における中間処理の在り方の検討というのは、関係市における分別収集の在り方と表裏一体、コインの裏表の関係だろうと思うのです。そうしますと、関係市のところで幾らかでも市民の負担を軽減しようという考えに仮になったとして、柳泉園組合側での検討で、それはできませんという提案になってしまっただけなのではないかなと思いますので、そのところは含めて検討していただければということになります。それについて御見解があればお聞きしたいと思います。

職員体制については、繰り返し繰り返し申し上げておりますが、人が資源でございます。この地域でこの施設が安定的に運用できていくということは、周辺住民の皆さんの御理解なくしては成り立たないもので、御説明をして、御理解を得る、信頼関係をつくっていくということも、やはり職員の皆さんにお願いしたい、期待したい仕事の1つであります。いろいろ諸課題はありますので、いろいろな状況の変化もありますから、それに対応し得る定員管理計画、ここはお願いをしたいと思います。ここは質問はなしであります。

BCPについても、一定御検討、御検討とはおっしゃらなかったかな。ただ、必要性を一概に否定する御答弁ではなかったと思いますので、よろしく願いいたします。

緑地の保全については、再質問はしませんけれども、現状の対応のまま10年、20年と進んでいくと、柳泉園組合施設内における緑地、植物というものは恐らく減っていく方向になるのかなと。そうしますと、私としては、緑地の保全、緑地が再生産していくような管理の仕方、私は今、こういう団体ではこうしているという提案はできませんけれども、東久留米市とも意見交換をして、緑地を保全していく、拡大再生産とまでは言いませんが、

維持していく手だて、対応が必要かと思っておりますので、この点は要望して、また別の機会に、別の機会があればですけども、質問をしたいと思っております。

○総務課長（米持謙） それでは、施設整備の在り方についてでございますが、その中で、これからの製品プラスチック類の取扱いをどうするのかというところで御答弁させていただきます。我々は不燃・粗大ごみ処理施設の更新も視野に提案をするところでございます。その関係で、交付金等の要件にも製品プラスチック類の取扱いということをしかりうたっておりますので、当然、関係市の要望を踏まえながら、施設整備の在り方につきましてはまとめていきたいと考えているところでございます。

○9番（佐々木あつ子） 大きく分けて2点ほどお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

予算でやってもいいのかなとも思っていたのですけれども、施政方針の中での2つということにしたいと思っておりますが、清柳園の今後に向けての計画等々のお話もありました。土壌調査のことのお話も詳しくありました。1つは、清柳園について、追加調査をずっとしていただいて、今回、ダイオキシン類については今後も調査していくということでお話があったかと思っております。現在、清柳園のところはブルーシートを覆っていただいて、飛散防止のためにいろいろやっていただいていることに本当に感謝を申し上げたいと思うのですけれども、お聞きしたいのは、いわゆるロードマップ上、当初よりも2年ずつ延期になってしまっていて、周辺住民の皆さんは解体を本当に早くに望んでおられるところなのですが、追加の調査の完了をもって、次には土壌改良に入り、そしてということの策定計画をこれからおつくりになると思うのですけれども、何をもって調査の結果、完了だということをお考えになっているのか。まず1点はそれです。

それから、施政方針の4ページのところの1,360万3,000円の計上というのは、これは設計委託費のことなので、追加調査というものがどこに含まれるのかということを見ましたら、予算資料の中の7ページには地下水のモニタリングを改めてやりますということなので、これが調査なのかなと思っておりますのですけれども、そういう理解でいいのか。2点目にはそのことをお願いしたいと思っております。

それから、基金の調達とか、今後に向けて、これも策定計画の中でやられるかと思っておりますけれども、物価高騰の関係で、それ以外の要因で延期せざるを得ない、または、そのことによって基金が積み立てていかないという、スピードが間に合わない等々のことのお話もこの中にありました。繰り返しになりますけれども、それも含めて、事業期間、つまり、

解体までのスケジュールが延期になっていくのかどうか、その見通しなども教えていただきたいと思います。

それから、もう1つは、ごみ処理施設関係で、施政方針の4ページなのですが、関心を持ったのは、検量受付業務を人員体制の諸事情によって委託化していくということですが、これは初めてだと思いますが、言われております。計上されている予算も明確になっておりまして、お聞きしたいのは、私車の検量受付業務を3人で会計年度任用職員でやっているけれども、その方たちの有給休暇消化等々によって、常勤の職員がそこで休んだときには充てていくと、これもこの報告に書いてあるのですが。実際の年間の件数とか、休日対応の件数、あと、コロナ禍以降は持込み量が増えている。増えているということは、件数が増えていることになると思うのですが、これはどこかに数字が載っていますか。それから、そうすると、ここのところは1,293万9,000円を委託料として計上されていますけれども、完全にここは委託化なのか、一部委託化なのか、それとも、ここに配置されている方たちは全く違うところに配置されて委託ということにしようとしているのか、教えていただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） まず、1点目の、調査結果のどこが終結かという答弁ですね。我々は、土壌汚染状況調査につきましては全て終了しました。というのは、東京都とも相談させていただきながら、調査結果は終了ということで理解をいただいています、先ほども説明しましたが、それに基づいて、今度は土地の形質変更の届出をする形になっていますので、土壌調査に関しましては終了させていただいております。ですが、地下水の調査については、法的な義務はないのですが、引き続きモニタリングという位置づけの中で、周辺住民の方にしっかり説明していく責任もございまして、引き続き調査をさせていただきまして、それは実施設計の委託費の中に含めております。

あと、もう1点です。清柳園の事業スケジュールが物価の見通しのことでどうなるのかという考え方なのですが、これは、先ほども施政方針の中で説明させていただいているとおり、やはり、ウクライナ情勢による物価高騰によって、解体事業費が当初想定していた概算工事費よりも上昇することの懸念があります。事業費が不足することが想定されるので、このため、令和5年度の実施設計により、解体工事及び土壌汚染対策工事の費用を積算した上で、財源が不足する場合には、令和6年度以降も引き続き工事の実施期間までに事業費を賄えるように積立てをしていかなければならないというところで、そういう対応をしていかなければならないということになります。

○技術課長（近藤修一） 検量棟の委託業務に関してなのですが、こちらは初めてではなくて、以前にやっていたことがありまして、その後、再任用職員制度等が始まったときにそちらの職員になったことがございます。件数については、年間の件数が何件かは、今は数字を持っていないのですが、11月から行政報告の期間の1月いっぱいまでで、およそ3か月で9,000件ございます。こちらの件数なのですが、件数自体は新型コロナウイルス感染症が起きる前の約2倍になっていると、そういった形になって、年末年始、5月の連休などはかなり多い状況となっております。

○9番（佐々木あつ子） 清柳園はすっきりいたしました。御答弁をいただきましてありがとうございます。地下水モニタリングは義務化されていないけれども、やっていきたいということで、とても前向きな姿勢で、本当にありがたいと思っております。

同時に、地下水モニタリング等々をこの間やっていただいているのですけれども、やはり、柳瀬川の河川の水質というのでしょうか、そういうものも測定していただくことはできないのかという、住民の方々から御心配の下からそういう御意見が出たりもするのですが、それについて、その範囲を広げることになるかと思えますけれども、お考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

そうすると、物価高騰等々での一番気になるのは、スケジュールが、今回は2年間で、これはやむを得ない事情で仕方がないわけですが、延期されたことによって、さらに延びるのかということが少し懸念されますが、そうではなくて、いろいろ検討をしますけれども、基金の積立額を上げる等々をしながら、新しく策定していくロードマップによってやっていくということですよ。これを確認させてください。

それから、今、ブルーシートを覆っていただいて、飛散防止をやっていただいていますけれども、やはり、ブルーシートも切れてしまったり、めくれたりということがありますが、これの張り替えとかの対応の仕方ということが必要かと思うのですけれども、それについてもお願いしたいと思います。施政方針の中にも、解体の完了までの自然災害や施設の安全性について配慮していきたいということもおっしゃっていただいているので、周辺の住民の皆さんの情報提供も含めて、具体的にどういうことをお考えになっているのか、そのことを教えていただきたいと思えます。

それから、2つ目にお尋ねした検量受付の業務、これは件数が9,000件ということで、分かりましたけれども、資料を見させていただくと、会計年度任用職員の、いわゆる技術課というところに所属している方たちの再任用職員の数かと思うのですが、令和2年は5

人いらして、ずっと見ていくと、令和5年は1人となっております。お聞きしたいのは、ここを丸ごと委託化して、別の委託業者にここの受付業務をやっていただくということになるのだと思いますけれども、1,293万9,000円というのは3人分の人件費ということになるのか。私は何回かあそこへ私車でもって持込みをさせていただいていますけれども、とても丁寧で、あれは難しいんですね。重量を量るときに、また帰ってきて、量の差でもって額が発生するというので、丁寧にやっていただいていると本当に思っています。それが委託化によって、大丈夫なのかという言い方は少し言い過ぎかもしれませんが、そういうことでは市民サービスの一環で非常に丁寧にやっていただいているので、それは維持できるのかということが少し懸念されますが、その辺のお考えも教えていただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、まず、清柳園に関連して、3点の質問でよろしかったでしょうか。

では、1点目の、地下水への影響から、いわゆる河川への影響について調査してほしいという御質問だったかと思いますが、河川への影響については、東京都環境局が柳瀬川の清柳橋付近の定期的な水質測定を実施しておりまして、その実施している状況を我々としても注視していきたいと考えております。

続きまして、この解体工事、土壤汚染対策工事の物価高騰によるスケジュールの変更という考え方なのですが、我々は今、現段階でまだ実施設計をやっていないのです。ですから、令和5年度の実施設計により解体工事及び土壤汚染対策工事の方法を取り決め、工事費用を算定した上で工事スケジュールなども決定することとなります。現時点ではそういう詳細が出ていません。物価高騰の絡みもあると思います。財源との絡みも確認しながら、このことも関係市と協議した上で、令和5年度の実施設計により工事のスケジュールについてはまた検討していきたいと考えております。

続きまして、シートの関係でございますけれども、やはり、シートも何年ももつものではないということで、我々も、常に職員が1週間に1度は建物の状況なんかも踏まえてシートの状況の確認を行っております。例えば、やはり風が強いところでもありますので、風によるめくれとかがないのか、また、あとは、いわゆるシートの劣化がないのかということを確認しながら、補修などは常に実施している状況でございます。

○技術課長（近藤修一） 検量棟受付業務のことについてでございます。こちらは、人数的には、委託なので、こちらから何人ということとは言えないのですが、想定は、通常は2

人で、祝日など、連休とか、そういったときは3人体制を考えております。それ以外に、繁忙期、年末年始とか、あと、5月の連休が続くとき、こういったときは車両誘導もお願いしたいと、そういった形で今回は想定しております。また、サービス面の御心配に関してなのですが、私どもはむしろ、こちらは民間活力を導入していただいて、よりきめ細かいサービスを期待しているところでございます。また、あと、会計年度任用職員の関係なのですが、こちらは何人か入れていくのですけれども、やはり窓口業務ということで得手不得手があるようで、長く続かない方が多いと。そういった形で、今回は委託で考えさせていただいた次第でございます。

○9番（佐々木あつ子） ありがとうございます。

清柳園は、概要というか、大体分かりましたけれども、最後に、財源絡みで、関係市との関係が今度出てくるわけですが、そうなると、関係市への負担金の影響というのもの出てくるのかなということを感じます。これは、一般財源から高騰分を補填して、その時期時期での判断になるかと思えますけれども、そういうことも考えられるということになるのかどうか、最後にそこだけ教えてください。

それから、業務委託は分かりました、簡単なことではないと思うのですけれども。委託化が悪いわけではないです。本当にそうやっていただいていることを考えると、大変ハードな窓口業務であるとも思いますし、今の背景になっている諸事情が、1人お休みをするとか常勤が入らなければいけないということ自体も、ぎちぎちの職員体制というのはどうなのでしょうということも私も最後に問いかけたいのです。そこは村山議員も言っていましたからいいのですけれども、何かそのことで見解があれば、最後に教えていただければと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、清柳園のロードマップについてでございます。まず、ロードマップ上の6億円の基金につきましては、今年度は予定どおりでございます。ただ、本年度に実施する実施計画によりまして、実施設計を踏まえた結果、ロードマップ以上の金額がかかるようでしたら、当然、関係市には負担金の協議をさせていただくこととなります。

○技術課長（近藤修一） 委託の関係というよりも、検量棟の人員配置の関係でございますが、どうしても会計年度任用職員、再任用職員はフルタイムではないので、必ず週休というものが入ってきてしまいます。1週間を通して3日勤務の方、4日勤務の方、5日勤務の方はおりませんので、そういった中で、ぎちぎちというまでにはいかないのですが、

どうしても出勤日の調整、そちらがなかなか難しいところがございます、そういった形になっております。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔質疑希望者挙手〕

○議長（鈴木たかし） それでは、2番、沢田議員と5番、鈴木ゆうま議員、お二人に限りまして行政報告につきましてもの質疑を許します。お昼を超過しますが、お二人の質疑を続行いたします。

○2番（沢田孝康） 私も今ほどの清柳園の解体の件なのですが、行政報告資料の8ページになりますが、今後の対応についてです。東京都に届出をしているということですね。「土地の面積3,000平方メートルの切り盛り、掘削」と書いてあります。基準値を超過した、例えばダイオキシン類であったり、鉛であったり、様々あると思います。ボーリング調査もやっていただいて、1.7メートルとか、あと、2.8メートルより深い位置での基準不適合はなかったということになってはいますが、今後の土壤の改良という選択肢と、あと、例えばダイオキシン類であれば、土壤を改良することでダイオキシン類がなくなるのか。もしくは、掘削をする場合に、例えば2.8メートルという数値が具体的に出ていますけれども、掘削をするときに、それ以下の、例えば3メートルまで掘削をして、その土壤を全部替えるという、やり方は2通りあると思うのです、土壤改良と掘削と。それは当然これから実施計画の中で考えていくと思うのですが、先ほどの積立金の関係もありますよね。ですから、6億円という基準値があって、この数字より超えるようであれば、また負担金という話になると思うのですが、その辺りは、当然実施計画の中で、先ほど申し上げた土壤改良でやる方法と、掘削、要は、土壤を3メートル分入れ替える。この届出ですと3,000平方メートルということになっていますから、最大3,000平方メートルということによってやっていくと思うのですが、その辺りの考え方についてお聞きしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 汚染された土壤のいわゆる処理といいますか、処分の仕方といいますか、今後の対応の仕方ということの答弁をさせていただきます。まず、埋設廃棄物が、先ほど御説明しましたように、最大深度で2.6メートルまでございました。そこから埋設廃棄物の影響による土壤汚染の有無を確認するため、廃棄物の存在する下の土壤分析も実施した結果、2.8メートルのところまで基準値を超過したというところがございます。2.8メートルの深さより深い位置での土壤汚染はなかったというところござい

す。したがって、埋設廃棄物と汚染土壌の掘削除去については、埋設廃棄物の状態においても、どのように掘削除去するかについては、やはり、すみません、実施設計により検討するとともに、また、掘削除去の量になりますけれども、これについても、埋設廃棄物及び汚染土壌の範囲や深さの調査結果に基づいて実施設計において算出していくこととなりますので、現段階でそれ以上のことを申し上げることができません。

○2番（沢田孝康） 分かります。ですから、要は、土壌改良でやっていくのか、掘削でいくのかということの基準としては、やはり積立金が6億円を超えるか、超えないかという判断をしてもらいたいと思うのです。なるべくであれば、今回の負担金は1,000万円ですかね、削減をしていただくことは評価したいと思いますが、今後、清柳園のこのことでまた負担金が増えていくということになると、我々はやはり市の代表として来ているわけですので、予算を認めるか、認めないかの判断の1つにもなってくると思うので、その辺りは精査をぜひともしていただきたいと思います。

○議長（鈴木たかし） 要望でよろしいですか。

○2番（沢田孝康） はい。

○5番（鈴木ゆうま） すみません、手短かに質疑をさせていただきます。

私からも火災について少しだけお聞きしたいと思います。先ほど報告書が出るとおっしゃってましたので、報告書の中であれば御回答は要りません。そちらの報告書を確認させていただきます。

全部で4つありまして、今回の火災についての修繕にかかる費用はどれくらいなのか。

2つ目は、火災の原因は分からずということで先ほど御答弁をいただいたのですが、調査自体はこれで終わりなのか。

3つ目は、火災の頻度。例えば、直近3年とか5年とかで火災というのはどれぐらい起きるものなのか。

それに関係しまして、4つ目で、今回のような原因不明の火災と、原因が分かっている火災の割合というのはどれぐらいあるか。

これは、もし報告書の中であるのであれば、御答弁は大丈夫です。もしなければ、報告書を頂くときに追加の質問としてこちらに回答をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、火災についての御質問にお答えいたします。

まず、火災の修繕費用についてですが、現時点では分かっておりません。今、調査中で

ございます。

続きまして、調査につきましては、基本的な調査はもう終了しているところでございます。

火災の頻度でございますが、こちらについては、令和4年度におきましては今回を含めて2回、令和3年度につきましては年間3回、令和2年度につきましては4回、火災または爆発が発生しております。ほとんどが原因物不明となっております。原因物について分かったものは、今言った中で1件となっております。

○議長（鈴木たかし） よろしいですか。

○5番（鈴木ゆうま） ありがとうございます。

○議長（鈴木たかし） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（鈴木たかし） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年東京都人事委員会勧告に準じ、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従い、柳泉園組合においては、令和4年12月21日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） それでは、補足説明を申し上げます。議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

議案書から5枚おめくりください。議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条

例の新旧対照表を御覧ください。今回の条例改正は、給料の月額を、優位な人材確保の観点から初任層の引上げに重点を置き、若年層について引上げ改定と、職員の勤勉手当支給率を0.1月、及び再任用職員の勤勉手当支給率を0.05月引き上げるものでございます。また、改正条例は、給料月額については令和4年4月1日から、勤勉手当につきましては令和4年12月1日から、それぞれ施行及び適用することから専決処分をさせていただきます。

新旧対照表の第23条第2項ですが、職員の勤勉手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数、1.025月をそれぞれ0.05月引き上げ、1.075月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の勤勉手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数、0.5月をそれぞれ0.025月引き上げ、0.525月とするものでございます。

附則の第1項、施行期日は公布の日からとなります。また、ただし書の別表1の給料月額の引上げについては令和4年4月1日からとなり、附則の第2項、本年度の勤勉手当支給率の引上げについては令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則第3項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率、0.1月の引上げを、令和4年度に限り12月分の支給率、1.075月を1.125月とするものです。また、再任用職員におきましては、年間の支給率、0.05月分の引上げを、12月の支給率、0.525月を0.55月とするものです。

2枚目以降は給与表の新旧対照表でございます。

なお、給与の改正につきましては職員組合と令和4年11月30日に協定書を締結し、給与改定に伴う差額の支給を本年2月15日としております。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 賛成者全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第11、議案第2号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第2号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額27億1,544万2,000円に対し、歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、予算の総額を27億4,044万2,000円とさせていただくため、令和4年12月7日に本補正について地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがって、同法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ記載する金額で、歳入歳出それぞれ2,500万円を増額し、27億4,044万2,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。事項別明細書、3の歳出でございます。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費、節10需用費は、説明欄記載の光

熱水費、電気代2,500万円の増額でございます。増額の主な理由は、急激な原油価格の高騰とロシアによるウクライナ侵攻から、世界的な電力エネルギー不足に端を発し、各電力会社の電気使用料が高騰したこと、また、今年度実施した蒸気タービン発電機の架台補修に伴う発電機の停止期間が年度当初に計画していたよりも8日ほど期間を多く要してしまったことから、電気料金が不足するため、総額2,500万円を増額するものでございます。

続きまして、1枚戻りまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款7諸収入、項2雑入、節3電力売払は、説明欄記載の電力売払2,500万円の増額でございます。増額の主な理由は、電力購入ゼロを目標に効率的な運転及び発電に取り組んだことで、今年度見込まれる電力売払の余剰分が発生したことから、不足する光熱水費に充てるものでございます。今後も引き続き月間の運転計画から電力購入ゼロの達成を目指すことで、基本料金及び電気料金の削減を目標として取り組んでいきたいと考えております。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は。

○3番（村山順次郎） 専決処分の承認の議案でございますから、専決処分をした理由のところで確認をさせていただきたいと思っております。補正予算の中には幾つか事業が含まれておりますが、議会を開くいとまがなかったのということが専決処分の理由なわけですが、どの事業でその必要性があってこういう補正予算になったのか。12月7日に専決処分をしたという御説明なわけですが、その少し前ですけれども、第4回定例会も開催をしているところなので、そこには間に合わないが、今まさにやっている今日の定例会では間に合わない理由が恐らくあったのだろうと思うのですけれども、あるいは、臨時会等の手だてではなくて専決処分をした理由というものがあると思うのですが、その御説明をいただければと思います。

○技術課長（近藤修一） 今回の補正予算の第4回定例会で間に合わなかった理由ということで御説明させていただきたいと思っております。今回、まず、電気代なのですけれども、大幅に間に合わなくなった理由というのは、10月の末にタービンの補修をしていたのですが、こちらの修理が8日ほど延びるといふ形、これが分かった時点が10月の末頃でござ

いました。さらにその後、事業者と、その先に、補修をする会社と協議しまして、はっきりとした8日間延びるということが判明したのは11月に入ってからの形になっております。また、蒸気タービン発電機が止まっていたのは18日までという形になります。第4回定例会があったのは11月16日です。16日の時点では、またどの程度電気代が足りなくなるかということが不明な状態でした。そういった形で定例会には間に合わない状況になっておりました。その後、18日にタービンがうまく動きまして、その時点で精査しまして、12月に入って専決処分をさせていただいたという次第でございます。

○3番（村山順次郎） 御説明は分かりました。

一方で、要望ですが、今回のケースはやむを得ない理由があったということで理解をいたしました。今後いろいろな形で不測の事態、それに対する補正予算編成ということが必要になる場合もあると思うのですが、可能な範囲でできる限り定例会で御提案いただけるように工夫をしていただきたいなど、このところは求めて、終わります。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

まず、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員であります。よって、議案第2号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第12、議案第3号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第13、議案第4号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例」、「日程第14、議案第5号、柳泉園組合個人

情報の保護に関する法律施行条例」及び「日程第15、議案第6号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第3号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例から議案第6号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例までの提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、統合される個人情報の保護に関する法律の施行に関しまして規定を整備する必要があることから、関係した条例の一部改正及び必要な事項を定める条例の制定を要することから御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持謙） それでは、議案第3号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例、議案第5号、柳泉園組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第6号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する個人情報保護制度の見直しが行われたことに伴いまして、国の個人情報の保護に関する法律に基づく運用へ移行するにあたり、同法の施行に関し引用条文の整理及び必要な事項を定めるための条例の制定をするものでございます。

それでは、分かりやすく説明させていただくため、順番を前後させて説明をさせていた

できます。

まず、議案第5号になります。柳泉園組合個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。

主な内容といたしましては、当組合においての事務事業単位としては取り扱う個人情報はございませんので、関係市で定めている個人情報取扱事務登録簿に関する事項は定めませんが、今回、個人情報の保護に関する法律第76条の開示請求権により、法改正に伴う条例として、開示請求の方法及び開示請求に係る手数料等に関する事項、訂正請求及び利用停止請求の方法及び開示請求に関する事項、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する事項、個人情報保護制度の運用状況の公表に関する事項などについて定めるものでございます。

次に、戻りまして、議案第3号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の方法及び開示請求に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚おめくりください。議案第3号資料、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の方法及び開示請求に関する条例の新旧対照表を御覧ください。こちらは、個人情報の保護に関する法律の制定に伴い、本則中の引用条文の文言の整理をするものでございます。

次に、議案第4号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚おめくりいただき、議案第4号資料、柳泉園組合情報公開条例の新旧対照表を御覧ください。まず、本則中において、審査会名称を「柳泉園組合情報公開・個人情報保護審査会」に変更しております。第22条関係については、個人情報の保護に関する法律の制定に伴いまして、柳泉園組合情報公開・個人情報保護審査会において個人情報に関する諮問についても行えるよう追加するものでございます。第23条については引用条文の文言整理でございます。なお、附則において審査会名称変更に伴う経過措置を設けてございます。

次に、1つ飛びまして、議案第6号になります。柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚おめくりいただき、議案第6号資料、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。こちらは、別表第1中の文言の整理でございます。

なお、これら関係条例の施行期日は令和5年4月1日からでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第3号から議案第6号までの質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きしたいと思います。

先ほどの御説明で、柳泉園組合では個人情報を持っていないという趣旨の御説明がございました。そこで念のための確認をさせていただきたいと思います。私どもの所属する政党では、この問題で特に関心を持っておりますのは、匿名加工情報等で、行政組織が持っている個人情報を外部に提供するというはどうかという課題意識を持っております。一方で、柳泉園組合ではそのような、加工する云々以前に、提供する個人情報はないという御説明なわけですが、例えば、持込みで粗大ごみ等を処分する際、私も時々しますが、住所、氏名を、身分証を示して、書いて出すということがございます。それも個人情報といえば個人情報です。その方がどのくらい分量のごみを出したかということも情報といえば情報だろうかなと思います。こういうものはどうなるのかということが1つです。

あと、指定管理者に関する条例案も出ておりますが、例えば、今、感染症対策で、施設利用をされた方の住所、氏名を書いて出してくださいというお願いもされているところですが、そういうものも個人情報に当たるかなと思います。また、施設を利用するためには、団体登録等があって、そこにも一定の個人情報があったりするかなと。そのほか、無理に思い浮かべるとすると、収集事業者の皆さんが何らかの登録をして、ごみを柳泉園クリーンポート等に持ち込まれていると思うのですが、そこにも幾らか個人情報があるのかなと思います。思い浮かぶ限り言ってみましたが、これら事務登録簿に掲載するほどの規模ではないのかもしれませんが、一定の規模の個人情報として保有されているのではないかと思います。この辺はどう理解すればいいのか。あるいは、私が挙げたもの以外に、数量は別にして、個人情報がこのくらいあるというものがもしほかにあるようであれば御説明いただければということです。

○総務課長（米持謙） それでは、個人情報の保護に関する法律施行条例について、取扱事務登録簿を定めない理由でございます。こちらにつきましては、継続的に、または反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイル、そのほか保有個人情報を含む情報の集合体を利用し、またはこれを作成することとなるものでございますので、当組合としましては、ビッグデータとして1,000件を超える個人情報はございませんので、個人情報ファイル登録簿は取り扱わないものでございます。そのため、匿名加工情報などの

提出については想定をしていないところでございます。

2点目の持込みの状況でございます。現在、持込みにつきましては、住所の確認と、電話番号は頂戴しているところでございますが、今後につきましては、その日で収納が終わり次第破棄するという形で、個人情報を持たないとするかと決めてございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） では、指定管理者の個人情報の取扱いということと、いわゆる匿名加工情報制度に基づいた対応ということでの御質問に対して御答弁させていただきます。指定管理者の厚生施設の運営においては、予約システムでの予約の際に登録する個人情報、住所、氏名などの情報を指定管理者で収集させていただいて個人情報の管理をさせていただいてまして、これはもちろん、事業者として適正に個人情報の管理をしておりますし、また、指定管理者職員においても個人情報による認識を踏まえた定期的な個人情報保護に関する研修会を開催していますので、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づいて、我々としましても個人情報の取扱いで講ずる安全管理の措置を実施させていただきます。匿名加工情報制度で、例えば、指定管理者がいわゆる個人情報をまとめたものを集約して、いろいろな加工をして対応するということは、現在のところはないです。

○3番（村山順次郎） 分かりました。持込みごみの取扱いについて、持込みごみの手続における個人情報の取扱いについて変更があるという御説明でありました。個人情報ファイル簿に登載する個人情報は無いわけだから、したがって、匿名加工情報等の制度を使って、外部に柳泉園組合が持つ個人情報を提供することは想定されないと理解をいたしましたし、指定管理者の持つ個人情報については、かなり明確にそういうことはないということの御答弁でしたので、そのように理解をいたしました。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

これより、ここからは個別になりますが、議案第3号に対する討論をお受けいたします。まず、反対討論から。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成討論はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 以上をもって議案第3号の討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第3号に対して、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第3号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号の討論をお受けいたします。

反対の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第4号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、柳泉園組合個人情報の保護に関する法律施行条例に対する討論をお受けいたします。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第5号、柳泉園組合個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号に対する討論をお受けいたします。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

続きまして、議案第6号の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第6号、柳泉園組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 続きまして、「日程第16、議案第7号、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第17、議案第8号、柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第18、議案第9号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第19、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第20、議案第11号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第21、議案第12号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第22、議案第13号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第23、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第7号、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例までの提案理由について御説明申し上げます。

このたびの定年制度につきましては、国家公務員の退職年齢引上げに準拠した地方公務員法の改正等に伴いまして規定を整備する必要があることから、関係した条例の一部を改正する御提案を申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持謙） それでは、議案第7号、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号、柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、

議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例までの補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の退職年齢を満60歳に到達した年から2年度ごとに段階的に1歳ずつ延長させ、最終的に65歳に到達する年の年度末まで定年退職を延長すること、また、定年引上げ後の職員の給与を当面は定年引上げ前の7割の水準とするほか、退職手当の支給額の特例を設けるなどの制度改正がございましたことから、65歳までの定年延長に向けて、勤務、分限、給与、退職手当等の規定の整備を行う必要が生じるため、8件の条例を一部改正するとともに、1件の条例を柳泉園組合職員の定年等に関する条例の改正附則において廃止するものでございます。定年制の見直しに係る条例改正の施行期日は令和5年4月1日からとなります。

まず、議案第7号、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から6枚ほどおめくりいただきまして、議案第7号資料、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。今回の条例改正は、定年引上げに伴い、国から示された条例案、東京都及び関係市の条例を参考に本則を章に区分したことに伴い、追加するものでございます。第2章の第3条において、職員の定年について、「60年」から「65年」に改めること。第4条は定年による退職の特例についての規定でございます。第1項は、公務の運営に著しい支障が生じる場合について、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができることを定めるものでございます。ただし、定年退職日において管理職である職員については、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないことを定めております。第3章、第6条から第12条では、管理監督職、勤務上限年齢について規定をしております。管理監督職勤務の上限年齢を「60年」とするほか、他の職への降任を行うにあたって遵守すべき基準、管理監督職の降任及び任用の制限の特例について規定しております。第4章では定年前再任用短時間勤務職員の任用について規

定しております。第5章では、第14条において、条例の施行について必要な事項は規則で定めるとするほか、制定附則第4項では、次年度に60歳に達する職員に対し、任用及び給与に関する内容等について情報提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めることを規定しております。また、改正附則第10条において、従来の再任用制度を暫定再任用制度として規定することに伴いまして、柳泉園組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

続いて、議案第8号、柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚ほどおめくりいただき、議案第8号資料、柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の新旧対照表を御覧ください。第3条関係は、給料月額7割措置を踏まえ、減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとするものでございます。

続きまして、議案第9号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚おめくりいただき、議案第9号資料、職員のサービスの宣誓に関する条例の新旧対照表を御覧ください。こちらは、地方公務員法の改正に伴い、本則中の引用条文の文言の整理をするものでございます。

続きまして、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚おめくりいただき、議案第10号資料、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。こちらは、本則中の「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

続きまして、議案第11号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚ほどおめくりいただき、議案第11号資料、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表を御覧ください。ここでは、第2条関係及び第7条関係で、育児休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制の例外規定の適用を受ける職員を追加するものでございます。

次に、議案第12号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から2枚おめくりいただき、議案第12号資料、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表を御覧ください。こちらは、任命権者の報告事項について規定しているところですが、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴い変更するものでございます。

次に、議案第13号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から3枚ほどおめくりいただき、議案第13号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧ください。ここでは、地方公務員法の改正に伴い、再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を導入することから、引用条文を変更するほか、文言の整理を行っております。また、附則では、定年の引上げに伴う経過措置として、当分の間、60歳に到達した以後における最初の4月1日以後の給与月額について、当該職員の給与月額の7割水準とすることを追加するものでございます。

次に、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

議案書から8枚ほどおめくりいただきまして、議案第14号資料、柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表を御覧ください。第3条関係及び第4条関係では、定年の引上げに伴いまして、退職手当の基本額の特例に関する計算方法を規定しております。給料月額を60歳時の7割水準とする措置の適用を受ける者の退職手当の基本額については、当該措置の適用前後の期間でそれぞれ算定した額の合計額とし、定年引上げ後の退職者の基本額に不利益が生じないよう措置するものでございます。第5条関係は、退職手当の調整額の特例に関する計算方法を規定しております。役職定年制により降任した職員の退職手当の調整額については、退職前20年分と降任前20年分で算定したもののうち、いずれか多い方の額を支給するものでございます。第6条関係は、雇用保険法等の法改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございます。今回の関係条例の施行期日は、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の附則第9条及び柳泉園組合職員退職手当支給条例の附則第1項のただし書については公布の日から、その他につきましては令和5年4月1日からでございます。また、各条例において定年の段階的な引上げ期間における経過措置等を規定しております。

なお、柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表の後ろに、資料として定年引上げに係る関係条例の整備についてまとめた記載をしておりますので、御参照いただければと

思います。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第7号から議案第14号までの質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより議案第7号に対する討論をお受けいたします。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 賛成者全員です。よって、議案第7号、柳泉園組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第8号に対する採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員。よって、議案第8号、柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議案第9号の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第9号、職員の服務の宣誓に

関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

次いで、議案第10号の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第11号、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第11号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第12号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第13号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 続きまして、「日程第24、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての提案理由について御説明申し上げます。

平成29年第1回臨時会において議決を得た柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、このたび、固定費の物価変動に伴い契約金額を変更する必要があるため、令和5年1月31日に変更の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

議案の次のページを御覧ください。

1、件名は柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業でございます。

3、議案番号及び議決日、平成29年4月20日開催の第1回臨時会において議決をい

ただいております。

4、契約締結日は平成29年4月28日でございます。

5、契約金額は、令和元年度の消費増税後、135億8,749万9,740円でございます。

6、契約期間は平成29年4月28日から令和14年6月30日まででございます。

7、契約の相手方は日鉄環境エネルギーソリューション株式会社でございます。

8、変更内容でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約約款第49条の規定による委託費の見直しとなりまして、今回、固定費Aに関する物価指数が前年の同期間の平均と比較して6.1%の上昇となり、3%を超えたため、事業者との協議の上、固定費Aの対象項目の1つである日本銀行調査統計局による分類の国内企業物価指数、化学工業製品、有機化学工業製品の薬剤関係の油脂類について3%増額の契約変更を行うものでございます。(1)変更前の契約金額が、135億8,749万9,740円に対し、(2)変更後の契約金額は135億9,098万6,740円となり、(3)増額金額は348万7,000円でございます。

なお、次ページには年度ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしです。質疑を終結いたします。

続いて、議案第15号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第15号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更については原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第25、議案第16号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第16号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額27億4,044万2,000円に対し、歳入歳出それぞれ157万6,000円を追加し、予算の総額を27億4,201万8,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細については事務局より御説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ157万6,000円を増額し、27億4,201万8,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等、説明欄記載の退職手当2,292万円の増額でございます。こちらは、本年度末をもって職員1名が普通退職を届け出たことに伴い、不足する予算の補正を行うものでございます。

目3施設管理費、節12委託料は2,134万4,000円の減額でございます。減額の主な理由につきましては、説明欄記載の清柳園測量委託は契約差金として21万8,000円、清柳園土壤汚染追加調査委託は契約変更に伴うもので、2,112万6,000円の減額でございます。

続きまして、1枚お戻りいただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金は、退職手当に充当するため、同額の2,292万円の増額でございます。

目2清柳園解体事業基金繰入金は、清柳園測量委託及び清柳園土壤汚染追加調査委託の

合計2,134万4,000円の減額でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

これより議案第16号に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。

議案第16号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員。よって、議案第16号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第26、議案第17号、令和5年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第27、議案第18号、令和5年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第17号、令和5年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第18号、令和5年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ26億9,833万7,000円で、前年度に比べ6,932万

7,000円の増でございます。

予算編成にあたりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が依然として厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は12億3,548万9,000円で、可能な限り負担金を抑えることに努め、前年度に比べ1,007万3,000円の減となりました。

なお、令和5年度の主な施策につきましては施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

初めに、「議案第18号資料 令和5年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類を御覧ください。本資料は令和5年度の事業計画で、予算見積りの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。本資料では議案第17号、令和5年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、一般会計予算資料の17ページを御覧ください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法は、私車の処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出をしております。

次に、18ページを御覧ください。令和5年度柳泉園組合負担金計算式でございます。まず、令和5年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分けます。財産的経費は、報酬、積立金、工事請負費、厚生施設費及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち更新事業に係る経費となっております。また、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては、財産的経費の総額から差し引きします。なお、令和4年度で公債費が全て償還終了となりますので、昨年度までは財産的経費をさらに公債費と公債費以外の経費に分けて、公債費に係る負担については、公債費から財産的経費比率で分けた歳入を控除し、その残額を清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は合併前の事業に係る起債として2市分の4分の2の負担としておりましたが、公債費償還終了に伴い、その残額は各市それぞれ3分の1の負担としたところでございます。

1、財産的経費に係る負担で、財産的経費から歳入を控除し、その残額の各市それぞれ3分の1の負担でございます。なお、令和5年度の財産的経費の総額より負担金以外の歳

入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなっております。

2は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ、し尿の関係市の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に案分した共通経費を加え、関係市の令和3年度の公車のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に案分した共通経費を加え、関係市の令和3年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

3の東久留米市環境整備負担金に係る負担2,900万円は、清瀬市及び西東京市の令和3年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

次に、19ページを御覧ください。4の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和4年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出し、ここで控除をしております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

5の表は、令和5年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について申し上げます。

恐れ入りますが、議案第18号、一般会計予算の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページを御覧ください。7ページから9ページにかけて、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、飛びまして、10ページ、11ページを御覧ください。2の歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は12億3,548万9,000円で、前年度に比べ1,007万3,000円、0.8%の減でございます。各市の負担金につきましては11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料の行政財産使用料は11万円でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は5億7,490万2,000円で、前年度に比べ1,508万6,000円、2.6%の減でございます。減の理由は、直接持ち込まれるごみの搬入量が前年度に比べ397トン減少したことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の165万円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する国の補助金でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。款5繰入金、項1基金繰入金、目1清柳園解体事業基金繰入金の1,360万3,000円は、清柳園焼却施設解体実施設計委託に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は4億700万円で、前年度に比べ9,400万円、30%の増でございます。令和4年度の歳入歳出決算見込額の増加によるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は3億7,435万1,000円で、前年度に比べ7,047万6,000円、23.2%の増でございます。増の主な理由は、節1資源回収物売払、節2回収鉄等売払及び節3電力売払において、価格単価の増により6,213万5,000円増額したことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。款7諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入は9,120万円で、小平・村山・大和衛生組合の広域支援に伴う受託料でございます。受入量は3,000トンを予定しております。前年度に比べ1,520万円、14.3%の減でございます。減の主な理由は、本年度の搬入量が前年度に比べ500トン減少したこと、及び実績を考慮した上で算出したことによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は1億1,453万9,000円で、前年度に比べ1,650万9,000円、12.6%の減でございます。減の主な理由は、節3職員手当等で、定年退職者1名分の退職手当が減となったことによるものでございます。

目2総務管理費は2億6,921万9,000円で、前年度に比べ2,201万円、8.9%の増でございます。

続きまして、18ページから20、21ページを御覧ください。増の主な理由は、節24積立金で、職員退職給与基金積立金に2,000万円、及び清柳園解体事業基金積立金に100万円を増額したことによるものでございます。この職員退職給与基金については、職員の退職手当に充てるため、毎年度4,000万円を積立てとする計画としておりました

が、昨年度、清柳園解体事業基金の不足分に充てるため、計画に影響しない範囲で減額としたことから、本年度、通常に戻した計上としたものでございます。

目3施設管理費は1億1,619万7,000円で、前年度に比べ1,433万8,000円、11%の減でございます。減の主な理由は、節10需用費、修繕料で、新規事業として、柳泉園クリーンポートの壁面補修及び構内道路舗装補修などで2,382万3,000円、及び節12委託料で、清柳園焼却施設解体実施設計委託1,360万3,000円が増額となりましたが、前年度に実施した清柳園土壌汚染追加調査委託4,926万3,000円、節14の工事請負費で、構内防犯カメラ設置工事811万6,000円が減となったことによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。目4厚生施設管理費は1億2,843万9,000円で、前年度に比べ1,533万2,000円、13.6%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費、光熱水費737万8,000円、修繕料で、新規事業として、歩行者用プール照明器具交換補修、及び厚生施設プール棟更衣室床面補修と、熱交換器、圧力タンク、ポンプ類の点検補修により700万1,000円の増となったことによるものでございます。

続きまして、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は1億8,047万6,000円で、前年度に比べ225万2,000円、1.2%の減でございます。減の主な理由は、再任用職員2名の減によるものでございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。目2ごみ管理費は12億8,369万円で、前年度に比べて5,969万8,000円、4.9%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費の光熱水費3,369万8,000円、節12委託料で、新規事業として、検量受付業務委託1,293万9,000円、節13使用料及び賃借料で、クリーンポートITV設備更新借上466万4,000円、節14工事請負費で、昨年度から実施しているクリーンポート照明器具交換工事780万9,000円、及び避雷設備改修工事731万5,000円の増となったことによるものでございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。目3不燃ごみ等管理費は2億4,032万6,000円で、前年度に比べ2,232万7,000円、10.2%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費、消耗品費で676万4,000円、修繕料（一般）で358万2,000円、節12委託料で、不燃物再利用（ガス化熔融）委託が処理量増加に伴う633万9,000円、節14工事請負費で、新規事業として、不燃・粗大ごみ処理施設耐震改

修工事 379 万円の増となったことによるものでございます。

目 4 資源管理費は 1 億 3 3 1 万 4, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1 5 1 万 2, 0 0 0 円、1. 5 % の増でございます。増の主な理由は、節 1 0 需用費で、修繕料（定期点検）が 5 0 3 万 9, 0 0 0 円の減となりましたが、光熱水費が 3 1 9 万 7, 0 0 0 円、及び修繕料（一般）が 3 5 4 万 2, 0 0 0 円の増となったことによるものでございます。

次に、目 5 し尿管理費ですが、3, 2 4 3 万 5, 0 0 0 円で、前年度に比べ 2 7 4 万 1, 0 0 0 円、9. 2 % の増でございます。増の主な理由は、節 1 0 需用費の修繕料（一般）及び修繕料（定期点検）が合わせて 2 5 9 万 4, 0 0 0 円の増となったことによるものでございます。

続きまして、2 8、2 9 ページを御覧ください。款 4 公債費、項 1 公債費は、目 1 利子の 5, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1 0 万 1, 0 0 0 円の減で、前年度の元金を合わせますと、6 1 8 万 4, 0 0 0 円の減でございます。減の理由は、福祉施設建設工事、起債 2 件が償還を終了したことによるものでございます。今回で起債は全て完済となりました。

款 5 予備費は 2 億 2, 5 0 0 万円で、前年度に比べ 5 0 0 万円、2. 2 % の減でございます。減の主な理由ですが、私車処分費の精算予定額が減となったことによるもので、私車処分費の精算予定額を除く純然たる予備費は約 1, 5 0 0 万円でございます。

続きまして、3 0 ページから 3 3 ページまでにかけては給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、3 4 ページは債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

次に、3 5 ページは地方債に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 1 7 号及び議案第 1 8 号に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1 番（島崎孝） それでは、1 点、一般会計予算の歳入についてお伺いしたいと思っております。

歳入の 1 2、1 3 ページ、雑入のところ、先ほど御説明にもありましたが、資源回収物売払、回収鉄等売払、電力売払によって大幅に歳入が増になったとのことではあります。昨年審議しました令和 3 年度の決算書と比較してみると、令和 4 年度の予算よりは大幅に増になっているのですが、令和 3 年度の決算の実績と比べると、それほど多くはなっ

ていないようになっております。これは予算を慎重に見積もられているのかどうかという観点からお伺いしたいと思います。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、雑入の資源回収物売払及び回収鉄等売払についての御質問にお答えいたします。決算額より予算額が少ない理由についてというお尋ねでございました。資源回収物売払及び回収鉄等売払につきましては、世界情勢や社会経済状況に大きく影響を受け、急激に価格が高騰しております。ただ、現在は、若干下落したものの、まだ高値を維持している状況でございます。この予算計上につきましては、過去の実績及び鉄類の動向を踏まえ予算計上をしているところでございます。今回につきましては下落傾向にあることから、令和3年度決算額より減少したものであります。

○技術課長（近藤修一） 焼却残渣鉄売払と電力売払についての御質問にお答えをさせていただきます。焼却残渣鉄に関しましては、資源回収物と同じように、過去の実績と合わせまして算出しているものでございます。若干の歳入増という形で計上しております。一方で、電気なのですが、こちらは、正味な話、入札してみて、そのときの電力会社がどのように札を入れてくるかで変わってきてまいります。電力というのは、もともとごみ発電の電気は売る量が一定しないので、安く買われているということがございます。

○1番（島崎孝） ありがとうございます。急激な価格上昇、令和2年度決算から令和3年度決算でもこの部分は1億円ぐらい増収になっておりまして、昨年度の予算と比べても、先ほど御説明がありましたとおり、6,200万円の増であるとはいっても、市況によるものなので、価格がそのところでは下落傾向も若干あると。電力に関しては、これが上がったとしても、今度は使うものも増えてしまうだろうからということで、非常に慎重に見積もられているということを理解できましたので、非常に難しいところでありますけれども、歳入が増えるということはある程度いいことだと思いますので、この傾向をうまく逃がさず対応していただけたらと思います。

質問は以上です。

○3番（村山順次郎） 恐らく4点だと思いますが、お聞きしたいと思います。

昨年定例会で、恐らく佐々木議員からの質問だったと思うのですが、収集事業者の皆さんがごみを各ピットに落とした後、休憩する施設、トイレとか自動販売機とか喫煙所とかがある、名前が思い浮かばないのですが、あの施設です。あれについて見学させてもらいまして、私の場合は男子便所しか見ていないのですが、手洗い場のところが少し破損しているようにお見受けをしておりました。近年、夏は特に猛暑と呼べる時期が長く

続く年もございまして、また、収集事業者の皆さんは大変な御苦勞で、人材確保もなかなか困難があるという話を報道などで聞いておるところですが、できる範囲で、福利厚生というほどではないとは思うのですけれども、事業者の皆さんのニーズにかなう施設にしていきたいなと思っているところなのですが、来年度予算のところ、何らかこの施設について改修される予定等があれば、御説明いただければなということが1点であります。

2点目は、全体像を私は把握していないのですが、柳泉園組合は井戸をお持ちで、それを各施設で使用されていると思います。私が知っているのは、お風呂のお湯はたしか井戸の水だったように記憶しておるのですけれども、いろいろ報道がございしますが、有機フッ素化合物、各市で、多摩の地域でも、井戸からくみ上げた水の中に有機フッ素化合物が規定量よりも多く含まれていて、一部民間の取組にはなりますけれども、その水を継続的に飲用されてきた方の中には、血液検査でP F A Sが多く含まれているなんということも報道されるようになってきております。井戸水の利用の状況です。私が知っているのはお風呂の湯船のお湯なわけですが、これを大量に飲む方というのは私は想像できませんけれども、飲用される利用の仕方というものが柳泉園組合の中であるのかどうか。お風呂以外で使っているところがあれば御説明いただきたい。厚生施設外のところで使っているかどうかは分からないのですが、その把握を、課を超えるかもしれませんけれども、その御説明と、安心、そして安全の観点で言うと、P F A Sがどこにどのように出るのか、なぜそれが井戸水から検出をされるのかというのは、現段階で私の知る限り、これが原因だと明確になっているものはないわけです。そうすると、検査をしないで、柳泉園組合が持っている井戸からは有機フッ素化合物は出ないと言い切る根拠は、一方で、ないのかなとも思います。そういう意味では、一度、柳泉園組合が持っている井戸水について検査をすると。お風呂を利用される方たちに対しても、だからといって湯舟のお湯を飲むわけではないと思いますけれども、そういう結果であれば安全ですと、そういう御案内もできればなおよいかと思います、いかがでしょうか。

3点目、4点目は不燃・粗大ごみ処理施設に関係してであります。

不燃・粗大ごみ処理施設については、私の質疑で耐震診断がされていないということが以前分かりまして、去年は改修実施設計をしていただいて、今年は改修工事の予算が379万円ですか、計上されているということでありまして。スケジュールなど、詳細なところを御説明いただければと思います。

4点目は、冒頭の情報提供の御説明とのかみ合わせで言うと、少し残念だなという気持

ちも、これが今既にあったら働いていたのかなと思うのですが、不燃・粗大ごみ処理施設における給水配管等の整備です。これは、昨年、町田市の施設に視察に行きまして、先方でもかなり重大な火災があってという話の中で、柳泉園組合にない施設の1つとして、給水配管等の設備、これは消火に資する施設だと理解をしておりますが、これがどこにどのようなにつくのか、あわせて、スケジュール感ですとか、そこの御説明をいただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） まず、収集業者の待機所といいますか、休憩所といいますか、そういう位置づけで我々は名称をつけているのですけれども、柳泉園組合議会の中でもそういうところの環境を整えてほしいという要望がございましたので。我々も、いわゆる一般修繕という予算項目があって、そこから、何とか今年度内に、御指摘のとおり、洗面台が、ボルト締めをしているのですが、壊れていて、傾いていて、水道が使えない状況になっていたので、タイルから補修させていただいて、洗面台についても補修をさせていただきましたので、そこは解消しております。また、引き続き我々も点検なんかは定期的に行っておりまして、また周りの不備があれば、逐一確認をしながら対応していければと考えております。

2点目の井戸の関係でございます。井戸の関係につきましては、我々の施設では、まず、厚生施設のお風呂は井戸を使わせていただいております。また、柳泉園クリーンポートにおいては、例えば、いわゆる空調関係の冷却用の水なんかは井戸水を使用していたりして、あとは、工業用水関係なんかで使用していると。これは、体に触れるとか、そういうことは一切ございません。ただ、厚生施設におきましては、当然ながら井戸水を使用していますので、体に触れることというのはございます。議員のおっしゃる、横田基地周辺で言われている物質というのは有機フッ素化合物という物質になるのです。有機フッ素化合物という物質は、実は環境省が、令和2年5月ですが、有機フッ素化合物を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水における暫定目標値が1リットル当たり50ナノグラムと定められていまして、井戸を使用している厚生施設では、基本的には法的な測定義務はございません。その中に有機フッ素化合物を分析するような法律による根拠がないため、有機フッ素化合物による水質分析の必要性については、環境省、厚生労働省等の動向を注視していきたいと考えております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、不燃・粗大ごみ処理施設についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目、耐震工事のスケジュールなどについてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、スケジュール的には7月から12月を予定しております。工事内容につきましては、鉛直ブレースの交換10本及び新設10本を行います。施工につきましては土日を中心に行い、搬入に影響がないよう工事を行っていきたくと考えております。

続きまして、2点目は、給水配管等の整備内容についてということでのお尋ねでございました。こちらにつきましては、集積場に新たに高水圧のホースの給水配管を整備するものでございます。発煙・発火した際に速やかに消せるような対応を図っていきたく考えているところでございます。

○3番(村山順次郎) 休憩所の施設についての改善は、少なくともトイレの設備に関しては、既に今年度予算の中で、つまり、今年度で対応していただいているということで、これは感謝を申し上げたいと思います。機会があれば直ったところも見たいなという気持ちはありますが、それは置いておいて、要望的に申し上げますが、佐々木議員と当該施設に見学に行きまして、それなりに暑い日だったと思うのですけれども、エアコンが使える休憩室があるのですが、行ったときはエアコンが切れていて、御説明としては、使用したければエアコンを使ってもらって構いませんという施設なのです。当然、暑いですから、すぐには冷たくなれないということがありまして、どうなのかなという気持ちも持ちました。これが1つ。可能であれば、できる範囲で結構なのですけれども、当事者がいる施設、実際に利用されている方がいる施設ですから、御意見箱みたいなものでも置いていただいて、例えば自動販売機が設置されているのですが、その内容の御意見を聞いて、こういう飲物が欲しいとか、そういう改善です。できる範囲でももちろん結構なのですけれども、実際に利用される方の意見を聞いて、できる範囲で改善を図っていただきたいなというところは要望しておきたいと思います。

有機フッ素化合物の関係は、結論としては注視していきたくということでありました。ということは、逆に言うと、現状では検査等をされたことはないということも分かったところです。人が触れるところで使っているのは、基本的にはお風呂だけ、そうでなかったら訂正してほしいのですけれども、という理解をいたしました。その意味では、暫定目標値が設定されていて、義務ではないと。また、検査をする根拠がないという御説明でしたが、一步踏み込んだ検討が必要かなと。常々安心・安全と申し上げてきておりますので、そのところはぜひ積極的な御検討をいただくようお願いをしたいと思います。

耐震工事のところは何とぞよろしくお願ひいたします。給水配管棟のところについては、

まさに集積所のところに使うように予算が組まれていると。重要なことだと思う反面、火災が起きたときに、あったらよかったなという気持ちは持つ。それは御担当も一定同じだと思いますので、必要なことだなと思います。

終わります。

○施設管理課長（濱田伸陽） 1点、先ほどの井戸水の使用というところで、浴場が井戸水の使用の中心になっているのですけれども、プールにおいても、補給的な要素の中で井戸水を利用させていただいているような状況がございます。

○3番（村山順次郎） 念のための確認なのですが、そんな人はいないと思うとさっきから言っていますけれども、利用者に対する御案内としては、プールの水及びお風呂の水というのは飲まないでくださいという案内をすることが必要かどうか分かりませんが、そのところの対応としては、飲用なのか飲用でないのかというところは、よく、浴場施設、温泉施設では、これは飲んでいいものです、これは飲んでいけないものですという御案内をされる場合があるようなイメージを持つもので、そういう案内、そういう手だてというのは今、されているのか、あるいは、今後される必要があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 基本的に井戸水の飲用という形の中では運用をしていないというところをごさまして、特にその告知についてもやっていない状況がございます。有機フッ素化合物というのは、基本的には、例えば地下水を確認のするための測定というところではなくて、あくまでもそこまでの測定義務もないので、基本的に飲用ではないという考え方のところ、有機フッ素化合物の関連した状況の中で、そこまでの説明の必要はないのかなと私は考えております。

○2番（沢田孝康） 予算の資料の6ページから9ページまで、来年度の主な事業計画が掲載されております。それで、予算の中に全て入っているわけですが、この中で、例えば柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の15年間の計画の中に、この事業の主な事業計画が項目として入っているのかどうかを1つ聞きたいと思います。その上で次の質問をしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 議案第18号の予算資料について御答弁させていただきます。こちらの予算資料の6ページから8ページにかけては、令和5年度執行予定の、主に新規事業、及び比較的規模の大きな事業について、また、計画的なものを記載させていただいているところがございます。また、それとは別に、10ページに柳泉園クリーンポート

長期包括運営管理事業の今期の事業項目を記載させていただいているということになって
ございます。

○2番(沢田孝康) ということは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業とは違
う事業だということの認識でよろしいですか。この予算がありますよね。今年度の予算の
10億6,317万5,000円の事業の予定額の中に、6～9ページの事業が一部入ってい
るのかどうかです。答弁をいただければと思います。

○総務課長(米持譲) 先ほどの予算資料について、再度御答弁をさせていただきます。
6ページから9ページに記載させていただいている主な事業計画につきましては、柳泉園
クリーンポート長期包括運営管理事業とは別の事業でございます。

○2番(沢田孝康) 分かりました。事業計画の14の事業は別物だということが分かり
ました。

その上で1つお聞きしたいのは、例えば、1番目のクリーンポート給排気ファン点検整
備補修がありますよね。例えば、ここの実施理由の中で、「10年以上点検整備を行って
いない劣化や腐食が特に激しい7台の点検整備」と書いてありますよね。こういったもの
がこの14の中に幾つか散見されるのですけれども、例えば部品について、当然減価償却
とか、あとは、耐用年数とか、そういうものが設定をされていると思うのです。なので、
例えばファンで言えば、10年以上点検整備を行っていないということになると、それは
耐用年数はどうなのかということになりますよね。よく施設の整備と言われるのは、駄目
になってしまったときに交換するみたいなことは年度間でよくあると思うのです。今の公
共施設のこれからの考え方としては、やはり、補修とか交換とか、そういったものについ
て、年度間で平準化させていくという考え方がこれから必要になってくるのではないかな
と思うのです。そういう観点での、今回のこの事業計画はそうではないものも当然ありま
すよね。今後の考え方として、改修とか補修の平準化をしていく取組というものを柳泉園
組合としてどのように考えていくのかについてお伺いしたいと思います。

○総務課長(米持譲) 今後の定期点検等の整備補修につきまして、今後の予定について
御答弁させていただきます。議員のおっしゃるとおり、従前はやはり事後保全という方法
がかなり多くございました。実際に、10年以上補修していないと、かなり劣化している
状況でございます。このままではやはり施設運営に支障を来しますので、現在は計画事業
として、事後保全から予防保全という形で事業を展開しているところでございます。

○2番(沢田孝康) それぞれの自治体は、公共施設についてもそういった考え方で取り

組んでいると思うのです。なので、今後、長期的な視野に立って、例えば10年とか、そういったスパンでどのような改修とか補修、そういったものが出てくるかということ、やはりきちんと診断とか調査をした上で、それを全体の金額の中で平準化させていくということをやらないと、一気に補修・改修費用がかかるということになるおそれもあるので、そうすると、当然最終的には、負担金でどう関係市で負担していただくかという話になってくると思うので、それをなるべく少なくするためにどうするかという取組をぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○4番(中村すぐる) 初歩的な質問になってしまったら申し訳ないのですが、基金の関係で確認でお聞きをしておきたいと思います。資料の23ページで基金残高見込ということをお示しいただいております。その中の環境整備基金と施設整備基金です。このお示しいただいている令和3年度から令和5年度については利子の積立てのみとなっております、基本的に積立ても取崩しもないという状況かなということを見てっております。それぞれの基金の条例の第1条で一応目的は記載されているのですが、もう少し基金の目的を、何に使うための基金なのかということをお教えいただきたいのと、先ほどのとおり、直近3年というんですかね。令和3年度、4年度、5年度では動きがございませんが、今後、何か使う予定というか、計画というものが現時点であるのであればお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務課長(米持謙) それでは、基金の取扱いについて御答弁させていただきます。まず、施設整備基金につきましては、施設の更新等に伴いまして、必要な金額をこちらで積立てしている事業でございます。また、環境整備基金につきましては、施設以外の柳泉園組合施設内での環境、例えば道路ですとか、いろいろな施設以外のところの整備に活用する基金でございます。ただ、現在は清柳園解体事業をメインに基金の積立てをしているところから、現状は、退職給与基金以外は、清柳園解体事業基金、この2つのみの積立てとしているところでございます。

○4番(中村すぐる) 今は、資料で言うと、4番の清柳園解体事業基金というところに行っているということで承知をいたしました。

そういうことであれば、これもすみません、確認ですけれども、清柳園解体事業基金の一連のものが終わったら、通常どおりというんですかね。環境整備基金と施設整備基金もそれまでの運用に戻すということによろしいのか、確認させてください。

○総務課長(米持謙) 中村議員のおっしゃるように、今後は、清柳園解体事業が終了し

た後には、今後は施設整備基金をメインに、また、環境整備基金と積立てを計画的にしていきたいと考えているところでございます。

○8番（小西みか） 2点伺いたいと思います。

電気代の高騰ということで、光熱水費という項目がほとんどのところで予算が多くなっているという状況があるかと思いますが、不燃・粗大ごみ施設とし尿処理施設につきましては、電気として使う光熱水費は少ないということで、今までどおりという予算立てということなのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

それと、ガス化溶融をしているものについてですけれども、こちらは大分、予算として、これまでよりも多く計上しなければいけなくなっているという状況にあるということですが、これはどのような内容で上がっているということなのでしょうか。

○資源推進課長（横山雄一） 不燃ごみ及びし尿管理費の電気代についての御質問に御回答いたします。まず、不燃ごみの電気代につきましては前年度に比べまして約350万円上がっております。し尿に関しましては約110万円増額して、これはどの施設も同じように上がっている状況でございます。

続きまして、ガス化溶融委託についての御質問にお答えいたします。上がっている理由でございますが、こちらにつきましては、令和2年度、令和3年度におきましては、コロナ禍の影響で、かなり粗大ごみが増加している状況にあります。ただ、粗大ごみにつきましては、それ以前から年々増加している状況でございます。そんな中で、入ってくる中に、小型家電製品が増えてきたことが大きな要因となっております。そちらが硬質系のプラスチック類として扱われ、捕捉量が増えているので増加している状況でございます。

○8番（小西みか） すみません、私は光熱水費のところにつきましては聞き漏らしてしまっていたようで、やはり、いずれも増額をせざるを得ないという状況になっているということと理解いたしました。

ガス化溶融のところですが、小型家電が増えているということなのですが、小型家電の一部ということになるのでしょうか。今、関係市では個別の回収をしているということだと思いますけれども、そこに当てはまらない小型家電が増加しているという理解でよろしいでしょうか。

○資源推進課長（横山雄一） そちらについてお答えいたしますが、詳細な理由は分かりませんが、基本的には家電製品、硬質系のものが増えている状況が出てきているところでございます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第17号の原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第17号、令和5年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決をいたしました。

それでは、議案第18号について、討論をお受けいたします。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員と認めます。よって、議案第18号、令和5年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長（鈴木たかし） それでは、休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

○総務課長（米持譲） 先ほどの中村議員の質問に対して、もう一度補足して追加させていただきます。まず、施設整備基金の在り方でございます。こちらの目的は、ごみ及びし尿処理施設を整備する資金に充てるために設置したものでございます。また、環境整備基金につきましては、厚生施設及び敷地内の環境を整備する資金に充てるために設置しているものでございます。追加させていただきます。

○議長（鈴木たかし） ということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） それでは、「日程第 28、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

坂井委員長の報告を求めます。

○委員長（坂井かずひこ） 廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

まず、「日程第 1、委員席の指定」を行いました。

次に、「日程第 2、委員長の互選」を行い、私が委員長に当選いたしました。

なお、陳情などの審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 報告は終わりました。

ここで、事務局より議席番号表、特別委員会委員名簿、令和 5 年度柳泉園組合議会定例会日程予定表、議員及び特別職名簿を配付いたします。

配付漏れはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和 5 年第 1 回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3 時 14 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 鈴木 ゆうま

議 員 坂 井 かずひこ